

屋外広告物の手引き

ガイドライン編

平成31年4月

目次

1	はじめに.....	1
2	屋外広告物とは.....	2
3	基本的な規制事項.....	4
	（1）規制の概要.....	5
	（2）規制地域.....	6
	（3）禁止広告物.....	10
	（4）禁止物件.....	11
	（5）設置基準.....	12
	（6）適用除外.....	16
	（7）定期的な安全点検.....	17
4	規制事項以外の配慮事項.....	19
	（1）山形市景観計画の特定景観誘導基準.....	19
	（2）広告物等の照明について.....	25
	（3）建物の内側から屋外へ向けて表示される広告物について.....	25
5	資料編：許可基準又は適用除外基準及び許可の期間.....	26
	（1）許可基準及び許可の期間.....	26
	（2）適用除外基準.....	47

1 はじめに

屋外広告物は、適切な案内や誘導、情報を提供するだけでなく、街の活気や賑わいの創出に寄与するなど、私たちの生活に欠かせないものとなっています。同時に、景観を構成する重要な要素のひとつとなっており、屋外広告物が無秩序、大量に設置されると、良好な景観や自然の風致を損ねる場合があります。また、不適切な設置や管理は、落下や倒壊などにつながり、人々に危害を及ぼす恐れもあります。

山形市では中核市移行に伴い、市民・事業者・行政が協働で、良好な景観の形成、風致の維持等を行っていくために、屋外広告物法に基づく「山形市屋外広告物条例」により、必要なルールを定めました。

この手引きは、規制の内容について理解を深めていただくとともに、屋外広告物の秩序ある正しい表示や設置が行われるよう、作成しました。

ここに掲げるルールをご理解いただき、山形市の美しい景観を守り育てるため、みなさんのご協力をお願いします。

お問合せ

- 山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL_023-641-1212 (内線 525、526、516) FAX_023-624-8903
E-mail_machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp
- 公式ホームページ
URL : <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

2 屋外広告物とは

屋外広告物法では、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（これらを総称して「広告物等」といいます。）を、下記4つの条件を満たすものとして定義しています。（法第2条）

- ☑ 常時または一定の期間継続して表示されるもの
（街頭で配られるビラやチラシは含まれません。）
- ☑ 屋外で表示されるもの
（建物の内部や窓ガラスの内側などに表示されるものは含まれません。）
- ☑ 公衆（不特定多数の人）に対して表示されるもの
（駅の構内や野球場の中など特定の人に対して表示されるものは含まれません。）
- ☑ 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔、建物その他の工作物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの

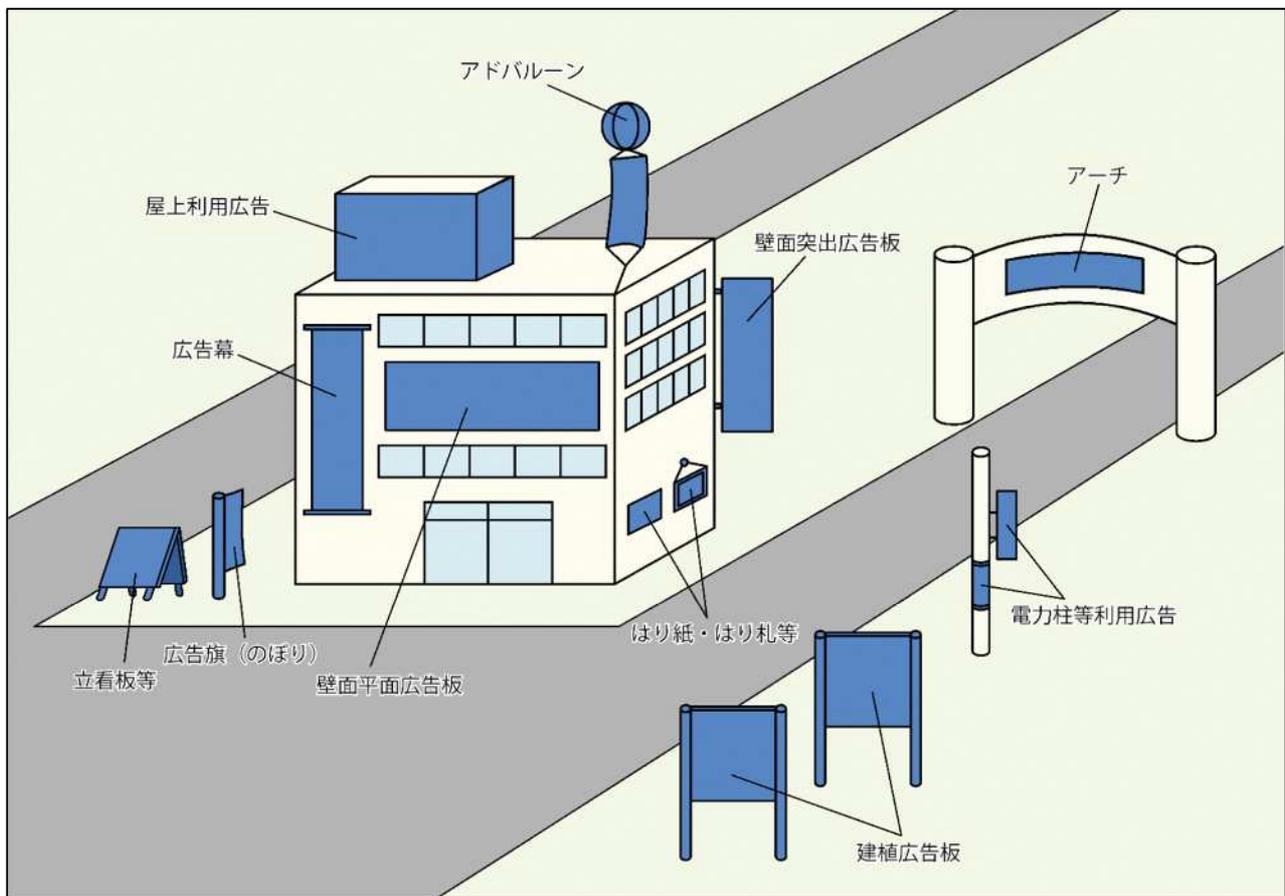
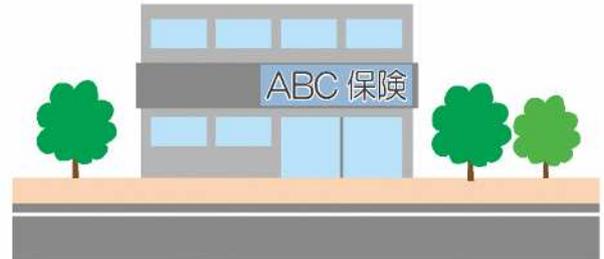


図 2-1 屋外広告物の例

【屋外広告物の区分】

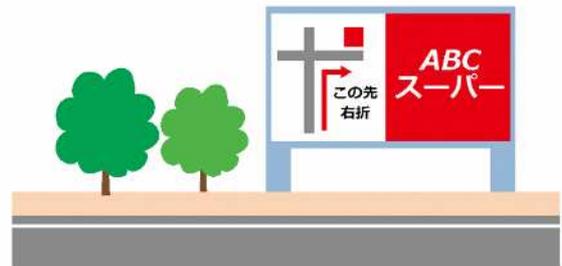
■ 自家広告物

自己の氏名、店名、屋号、商標、事業内容、営業内容を表示するため、自己の住所、店舗、事業所、営業所に掲出する広告物等で敷地外に突出しないもの。



■ 案内広告

施設名、位置、方向、距離のみを表示するもの。
(施設から道程 5 km 以内に掲出するもので、3 個を限度とする)



■ 一般広告物

自家広告物や案内広告に該当しないもの。(自己の店舗の敷地外に掲出するものなど)



3 基本的な規制事項

広告物等の掲出に係る基本的な規制事項は次のとおりです。次ページ以降で、具体的な内容を示します。

■ 規制地域 P6～

- ・「特別規制地域」では、一般広告物を掲出することはできません。
- ・「普通規制地域」では、許可を受けなければ一般広告物を掲出することはできません。
- ・その他、特別に規制の強化・緩和を行うことができる制度があります。

■ 禁止広告物 P10

- ・「禁止広告物」は、いかなる場所であっても掲出することはできません。

■ 禁止物件 P11

- ・「禁止物件」には、広告物等を掲出することはできません。（※適用除外あり）

■ 設置基準 P12～

- ・設置する広告物等の種類と規制地域による設置基準に適合する必要があります。

■ 適用除外 P16

- ・規制や基準の適用が除外される場合があります。

■ 定期的な安全点検 P17～

- ・掲出した広告物等の安全性確保に向け、劣化等の状況を点検する必要があります。

(1) 規制の概要

規制の概要は次のとおりです。規制地域と広告物等の区分によって、許可申請の有無が異なります。

表 3-1 規制の概要

区分	特別規制地域		普通規制地域		
	第1種特別 (特別1種)	第2種特別 (特別2種)	第1種普通 (普通1種)	第2種普通 (普通2種)	第3種普通 (普通3種)
地域の概要	<p>自然環境や文化の保全が望まれる地域など</p> <p>風致地区、文化財の周囲 50m 以内の地域、都市公園、保安林、古墳、墓地及び火葬場など</p>	<p>住環境の保全が必要な地域、高速道路や鉄道、観光道路沿いの地域など</p> <p>高速道路や鉄道の両側 500m 以内の地域、インターチェンジや県境から道程 3 km 以内の国道・県道の両側 500m の地域、第一種・第二種低層住居専用地域、国立公園・国定公園の普通地域など</p>	<p>主要な道路沿いなど</p> <p>国道・県道・広域農道の両側 500m 以内の地域など (第2種・第3種普通規制地域、鉄道の両側 500m 以内の地域以外の特別規制地域を除く)</p>	<p>一般市街地など</p> <p>第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、工業地域、工業専用地域</p>	<p>商業地など</p> <p>近隣商業地域、商業地域、準工業地域</p>
<p>自家広告物</p> 	<p>・許可申請は不要</p> <p>※ただし、各地域区分の設置基準に適合する必要があります</p>	<p>・許可申請は不要</p> <p>※ただし、各地域区分の設置基準に適合する必要があります</p> <p>・特殊装置広告は、第2種特別規制地域の設置基準を超える場合、許可が必要となります</p>			
<p>案内広告</p> 	<p>・許可申請は不要</p> <p>※ただし、各地域区分の設置基準に適合する必要があります</p>	<p>・許可が必要</p> <p>※さらに、各地域区分の設置基準に適合する必要があります</p>			
<p>一般広告物</p> 	<p>・設置不可</p> <p>※既に設置されている場合は、撤去または案内広告としての基準を満たすような変更が必要となります</p>	<p>・許可が必要</p> <p>※さらに、各地域区分の設置基準に適合する必要があります</p>			

(2) 規制地域

■ 規制地域

規制地域の概要と種別は次のとおりです。

表 3-2 規制地域の概要

地域		地域の概要
特別規制地域	第1種 特別規制地域	<p>■ 自然環境や文化の保全が望まれる地域など</p> <p>⇒ 風致地区、文化財の周囲50m以内の地域、都市公園、保安林、古墳、墓地及び火葬場など</p>
	第2種 特別規制地域	<p>■ 住環境の保全が必要な地域、高速道路や鉄道、観光道路沿いの地域など</p> <p>⇒ 高速道路や鉄道の両側500m以内の地域、インターチェンジや県境から道程3km以内の国道・県道の両側500mの地域、第一種・第二種低層住居専用地域、国立公園・国定公園の普通地域など</p>
普通規制地域	第1種 普通規制地域	<p>■ 主要な道路沿いなど</p> <p>⇒ 国道・県道・広域農道の両側500m以内の地域など（第2種・第3種普通規制地域、鉄道の両側500m以内の地域以外の特別規制地域を除く）</p>
	第2種 普通規制地域	<p>■ 一般市街地など</p> <p>⇒ 第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、工業地域、工業専用地域</p>
	第3種 普通規制地域	<p>■ 商業地など</p> <p>⇒ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域</p>

表 3-3 規制地域の種別 (1/2)

地域		種別
特別規制地域	第1種 特別規制地域	風致地区のうち、市長が指定する区域 (馬見ヶ崎風致地区、千歳山風致地区)
		文化財保護法の規定による、立石寺中堂、根本中堂及び立石寺三重小塔の周囲50m以内の地域、嶋遺跡、山形城跡、名勝山寺
		森林法の規定による、保安林
		都市公園法の規定による、都市公園
		古墳、墓地、火葬場
	第2種 特別規制地域	用途地区のうち、第一種及び第二種低層住居専用地域
		自然公園法の規定による、蔵王国定公園の普通地域及び山形県立自然公園の普通地域(用途地域を除く)
		次に掲げる道路及びその両側500m以内の展望できる範囲の地域(用途地域を除く)
		高速自動車国道(供用されている区間)
		自動車専用道路(供用されている区間)
		主要地方道 山形永野線(通称西蔵王高原ライン)一般県道妙見寺西蔵王公園線との接点から主要地方道蔵王公園線との接点までの区間
		一般県道 妙見寺西蔵王公園線(通称西蔵王高原ライン)妙見寺橋の西端から主要地方道山形永野線との接点までの区間
県境及びインターチェンジから3km以内の一般国道及び県道 市内全線		
山形市内の鉄道全線及びその両側500m以内の展望できる範囲の地域 (用途地域・一般国道、県道、広域農道及びその両側500m以内の展望できる範囲の地域を除く)		

表 3-4 規制地域の種別 (2/2)

地域		種別
普通規制地域	第1種 普通規制地域	一般国道、県道、広域農道及びその両側500m以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く）
	第2種 普通規制地域	用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、工業地域及び工業専用地域
		良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めて指定する地域又は場所であって、当該指定の際に第2種普通規制地域として区分されたもの（隣接・近接集落区域、既存集落区域※）
第3種 普通規制地域	用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	

※山形市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例で定める区域

※規制地域の考え方

規制地域については、規制の強弱とは別に用途地域などの規制地域の内容によって適用順位が変わる。

1位 第1種特別規制地域

- ① 風致地区（馬見ヶ崎風致地区、千歳山風致地区）
- ② 文化財保護法による重要文化財（立石寺根本中堂、立石寺三重小塔）の周囲50m以内の地域
- ③ 文化財保護法による史跡・名勝・天然記念物に指定され、又は仮指定された地域
- ④ 森林法による保安林として指定された森林のある区域
- ⑤ 都市公園法により指定された都市公園の区域
- ⑥ 古墳、墓地及び火葬場

2位 第2種特別規制地域のうち

自然公園法による国立公園、国定公園の普通地域の区域

3位 用途地域

- ① 第2種特別規制地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域）
- ② 第2種普通規制地域（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、工業地域、工業専用地域）
- ③ 第3種普通規制地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域）

4位 第2種特別規制地域のうち

- ① 高速道路及び自動車専用道路の両側500m以内の展望できる範囲の地域
- ② 県境及びICから3km以内の一般国道及び県道の両側500m以内の展望できる範囲の地域
- ③ その他指定された道路の両側500m以内の展望できる範囲の地域

5位 第1種普通規制地域

道路等及び道路等から展望できる範囲の地域で市長が指定する区域
（指定区域：一般国道、県道、広域農道の両側500m以内）

6位 第2種特別規制地域のうち

- ① 市内の鉄道全線及びその両側500m以内の展望できる範囲の地域
- ② その他市長が指定する区域（都市計画決定された高速道路の両側500m以内）

◆ポイント

「展望できる範囲の地域」とは、道路等からの視認を遮る山などが無く、自然の立地条件で広告物の存在が視認できる範囲。

■ 景観重点地区

山形市景観計画において、特に優れた景観形成に向け重点的かつ計画的に整備、または保全をしていく必要があると認められる地区について、景観重点地区に指定することとしております。

景観重点地区内では、地区住民の意見を聴きながら、地区にあった独自の屋外広告物の設置基準を別途設定します。

(平成31年4月現在未指定)

■ 広告物特別活用区域

活力あるまちなみの形成などを図るうえで、広告物等を積極的に活用する必要がある区域について、広告物特別活用区域に指定することとしております。

この区域内においては、山形市の施策の推進と良好な景観の形成に資すると認められ、かつ、安全上支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、設置基準に適合しない広告物等であっても、掲出できるものとします。

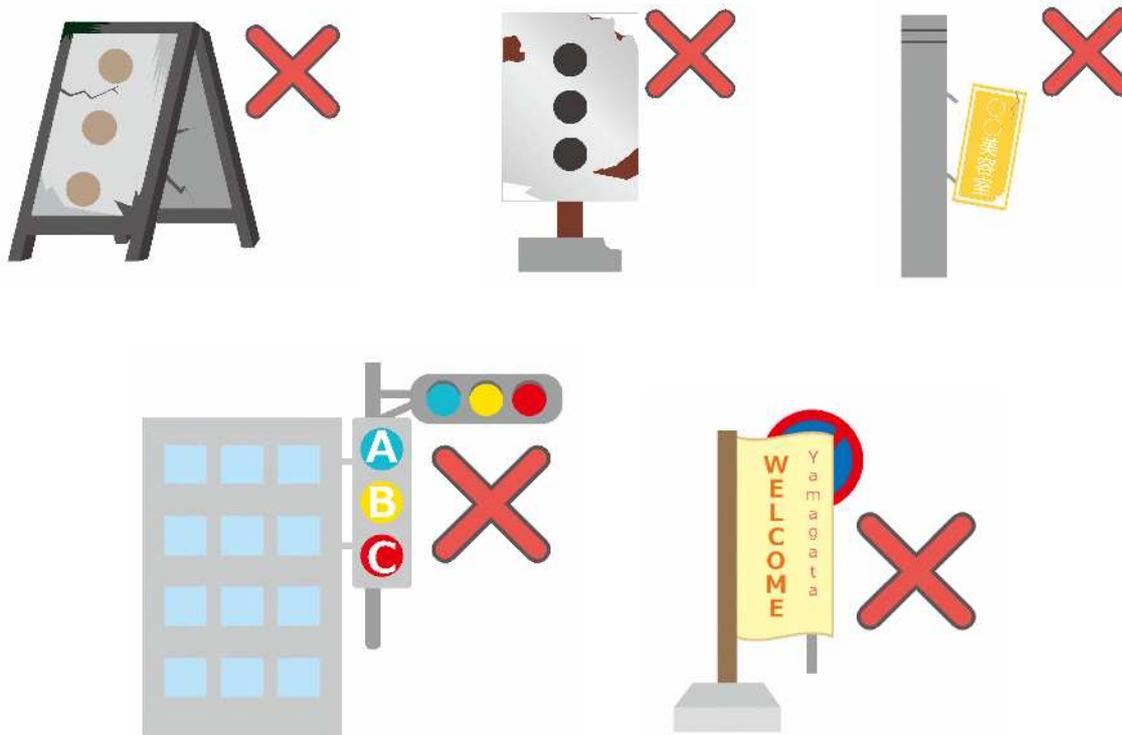
(平成31年4月現在未指定)

(3) 禁止広告物

次に示すような広告物等は、市内のいずれにおいても、一切掲出することはできません。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ② 使用材料が著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等と混同されるおそれのあるもの又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止広告物の例)



(4) 禁止物件

市内のいずれにおいても、次に示す物件には、広告物等を一切掲出することはできません。(一部適用除外あり。P 16「適用除外」参照)

■ 広告物等を掲出することができない物件

- ①橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及び擁壁
- ②街路樹、路傍樹及び石垣
- ③銅像、神仏像及び記念碑その他これらに類するもの
- ④景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- ⑤送電塔及び送受信塔
- ⑥道路標識、信号機、歩道柵、駒止、里程標、ガードレール、防雪施設、防砂施設及びカーブミラー
- ⑦消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
- ⑧郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- ⑨煙突、ガスタンク及び水道タンク
- ⑩その他良好な景観又は風致を維持するために必要と認めて指定する物件

■ はり紙、はり札、立看板を表示することができない物件

- ・電力柱、電信電話柱、街路灯柱その他これらに類する物件(以下、「電力柱等」とする。)

禁止物件の例)



(5) 設置基準

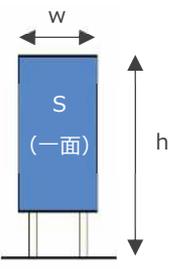
広告物等の掲出に係る設置基準は次のとおりです。(ただし、特別規制地域については自家広告物、案内広告物に限ります。)

なお、詳しくは、P 26以降の資料編をご参照ください。

また、特殊装置広告についてはP 43をご参照ください。

■ 建植広告

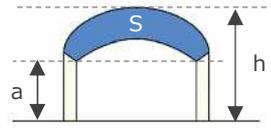
表 3-5 建植広告（広告板・広告塔）の設置基準

広告板・広告塔	規制地域	表示面積 ^{※1} (S)	高さ (h)
	普通3種	30㎡以下	15m以下
	普通2種	20㎡以下	10m以下
	普通1種	・高さ (h) が15m以下で、その上端が道路端部2mの高さから仰角14度 ^{※2} の範囲内にあること。 ・幅 (w) : 高さ (h) の2分の1以下 ・建植広告相互間の距離 : 50m以上	
	(自家広告物)	10㎡以下	8m以下
	特別2種	5㎡以下	5m以下
	特別1種	3㎡以下	3m以下

※1 表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積

※2 仰角14度：4進むと1上がる勾配。詳細はP 26※6参照。）

表 3-6 建植広告（アーチ）の設置基準

アーチ	規制地域	表示面積 (S)	高さ (h)	その他
	普通3種	20㎡以下	10m以下	・地面から脚柱以外の部分の下端までの高さ (a) が5m以上であること。 ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること。
	普通2種			
	普通1種			
	特別2種			
	特別1種			

■ 壁面利用広告

表 3-7 壁面利用広告（広告板）の設置基準

広告板	規制地域	表示面積* (S)	1 壁面の合計表示面積	1 壁面全体 (A) に占める 合計表示面積の割合
	普通 3 種	30 m ² 以下	60 m ² 以下	3分の1以下
	普通 2 種	20 m ² 以下	40 m ² 以下	
	普通 1 種	10 m ² 以下	20 m ² 以下	
	特別 2 種	5 m ² 以下	5 m ² 以下	—
	特別 1 種	3 m ² 以下	3 m ² 以下	

※ 表示面積：数枚で 1 個の広告となっている場合は、その合計面積

表 3-8 壁面利用広告（壁面突出広告板）の設置基準

広告板 (壁面から突出するもの)	規制地域	表示面積 (S)	壁面からの 出幅 (w)	下端高 (h)	その他
	普通 3 種	30 m ² 以下	2 m以下 ※そのうち道路 突出は 1 m未満	歩道上： 2.5m以上 歩道のない道路： 4.5m以上	<ul style="list-style-type: none"> 合計表示面積がその利用にかかる壁面 (A) の 3 分の 1 以下であること。 壁面の上端を超えないこと。
	普通 2 種	20 m ² 以下			
	普通 1 種	10 m ² 以下			
	特別 2 種	5 m ² 以下			
	特別 1 種	3 m ² 以下			<ul style="list-style-type: none"> 壁面の上端を超えないこと。

■ 屋上利用広告

表 3-9 屋上利用広告（広告板・広告塔）の設置基準

広告板・広告塔	規制地域	建物の最大壁面積 (A) を 1 としたときの一面の表 示面積 (S) の割合	建物の合計壁面積 (2A+ 2B) を 1 としたときの合 計表示面積の割合	その他
	普通 3 種	3分の1以下	3分の1以下	<ul style="list-style-type: none"> 広告物の高さ (h) が 20m以下で、建物の高さの 2 分の 1 以下であること。 建物の端から突出しないこと。
	普通 2 種	4分の1以下	4分の1以下	
	普通 1 種	5分の1以下	5分の1以下	
	特別 2 種	設置不可		
	特別 1 種			

■ 電力柱等利用広告

表 3-10 電力柱等利用広告（袖看板）の設置基準

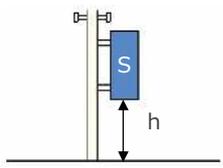
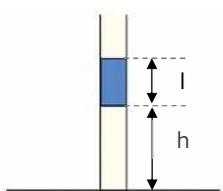
袖看板	規制地域	大きさ	下端高 (h)	その他
	普通 3 種	・縦 1.3m以下、 ・横 0.45m以下 （消火栓の位置を示す標識を利用して表示する場合は 0.8m以下）	・歩道上： 2.5m以上 ・歩道のない道路： 4.5m以上	・信号機から 30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10m以上離れていること。 ・電力柱等 1 本につき、1 個とすること。
	普通 2 種			
	普通 1 種			
	特別 2 種	設置不可		
	特別 1 種			

表 3-11 電力柱等利用広告（巻付広告・塗装広告）の設置基準

巻付広告・塗装広告	規制地域	長さ(l)	地上からの高さ (h)	その他
	普通 3 種	1.5m以下	1.2m以上	・信号機から 30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10m以上離れていること。 ・電力柱等 1 本につき、巻付広告または塗装広告のいずれか 1 個とすること。
	普通 2 種			
	普通 1 種			
	特別 2 種			
	特別 1 種	設置不可		

■ 共通のもの

表 3-12 共通のもの（はり紙・はり札）の設置基準

はり紙・はり札等	規制地域	表示面積(s)	その他
	普通 3 種	1 m ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。 ・はり紙については、全面のりづけしないこと。
	普通 2 種		
	普通 1 種		
	特別 2 種		
	特別 1 種		

表 3-13 共通のもの（立看板等）の設置基準

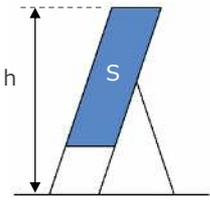
立看板等	規制地域	表示面積(s)	高さ(h)	その他
	普通 3 種	4 m ² 以下	3.6m以下	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機から 30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10m以上離れていること。 ・倒れないように措置されるものであること。
	普通 2 種			
	普通 1 種			
	特別 2 種			
	特別 1 種			

表 3-14 共通のもの（広告幕・広告旗）の設置基準

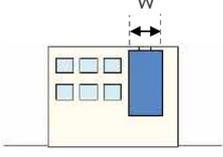
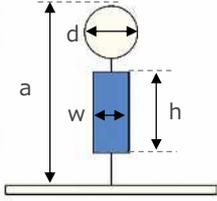
広告幕・広告旗	規制地域	幅(w)	広告幕が道路を横断する場合の事項
	普通 3 種	1.5m以下	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物から下端の高さが、歩道上で 2.5m以上（歩道のない道路では 4.5m以上）であること。 ・信号機から 30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10m以上離れていること。
	普通 2 種		
	普通 1 種		
	特別 2 種		
	特別 1 種		

表 3-15 共通のもの（アドバルーン）の設置基準

アドバルーン	規制地域	気球の直径(d)	係留場所から気球先端までの垂直距離(a)	その他
	普通 3 種	3m以下	50m以下	添加する広告物の幅(w)が 1.5m以下、長さ(h)が 15m以下であること。
	普通 2 種			
	普通 1 種			
	特別 2 種			
	特別 1 種	設置不可		

(6) 適用除外

広告物等のうち、次に示すような、社会生活を営むうえで必要最小限のものや、公共性の強い広告物等については、規制の一部を適用しないとする、「適用除外」を定めています。

表 3-16 適用除外基準

項目	特別 規制 地域	禁止物件		普通 規制 地域
			電力柱等	
1 法令の規定により表示、設置するもの	◎	×	□	◎
2 国等又は政治団体が表示、設置するもので規則で定めるもの ^{※1}	◎	×	□	◎
3 公職選挙法その他の法律による選挙運動のために表示、設置するもの	◎	×	□	◎
4 自己の住所、店舗又は事業所若しくは営業所に表示、設置するもので規則で定めるもの（敷地外に突出しないもの） ^{※2}	○	×	□	○
5 一時的又は仮設的なもので規則で定めるもの ^{※3}	◎	×	□	◎
6 自己の管理する物件（土地を除く）に管理上の必要に基づき表示、設置する広告物等で規則で定めるもの ^{※1}	◎	◎	×	◎
7 自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示、設置する広告物等で規則で定めるもの ^{※1}	◎	×	×	◎
8 講演会、展覧会、その他催物のためその会場の敷地内に表示、設置するもの	◎	×	×	◎
9 人、動物又は車両、船舶等に表示するもの	◎	—	×	◎
10 地方公共団体が設置する掲示板に表示するもの	◎	—	×	◎
11 特定の施設の位置又は所在地を案内することを目的とする道標、案内図板及び入口標識で規則で定めるもの ^{※4}	○	×	×	△
12 規則で定める基準に適合し、煙突、ガスタンク及び水道タンクに表示することについて許可を受けた広告物（国等にあつては必要な届出を行った広告物） ^{※5}	×	△	×	×

【表内の凡例】

- ◎：適用除外基準に関わらず、許可不要で表示・設置できるもの（※1は別基準） △：許可を受けて表示できるもの
 ○：適用除外基準に適合し、許可不要で表示・設置できるもの ×：表示できないもの
 □：はり札・立看板に限り表示できるもの（はり紙は表示できません）

注釈)

◆※1

- ・原則、表示面積が1面2㎡以下で総面積4㎡以下のもの

ただし、国等が掲出する案内図版で特定の施設の敷地又は区域内に表示され、当該施設の配置を示すためのものについては、特別規制地域においては規則別表第4の適用除外基準、普通規制地域においては同表の第2種特別規制地域の適用除外基準に適合したもの

◆※2

- ・広告物等の種類ごとに、規則別表第2に定める地域種別に応じて、特別規制地域にあつては規則別表第4、普通規制地域にあつては規則別表第3の適用除外基準に適合したもの

ただし、普通規制地域における特殊装置のものについては、規則別表第4の第2種特別規制地域における適用除外基準に適合したもの

◆※3

- ・営利を目的としない会議、催物等又は政党等が掲出するもので、掲出期間が30日以内のもの
- ・式典、祭典等その他地方の年中行事又は慣例上の行事として一般に認められるもので、当該行事の終了後直ちに除却するもの
- ・工事現場の板塀その他これに類する板囲いに絵画、写真等を表示するもので、当該工事の終了後直ちに除却するもの
- ・工事現場周辺の安全・交通の円滑を図るためのもので、当該工事の終了後直ちに除却するもの

◆※4

- ・特別規制地域内に表示できるものは、適用除外基準に適合し、施設名及び施設の位置、方向又は施設までの距離のみを表示するもので、当該施設から5km以内に表示・設置されるものとし、その数は3を限度とする

◆※5

- ・会議、催物、式典、祭典等のために公益性をもって表示するもので、表示期間が1年以内のもの

(7) 定期的な安全点検

広告物等の安全性を確保するために、広告物等の表示者・設置者に対して、広告物等の劣化等の状況を定期的に点検することが義務付けられます。許可の要・不要を問わず、下記の広告物等を除き、すべての広告物等が点検の対象となります。

【点検の対象から除外される広告物等】

- ・電力柱等利用広告（ただし、袖看板は点検対象）
- ・はり紙
- ・はり札等
- ・立看板等
- ・広告幕
- ・広告旗
- ・アドバルーン
- ・道路標識

■ 点検を行う有資格者

点検の実施は、次に示す有資格者が行う必要があります。

表 3-17 点検実施が可能な有資格者

	建植広告	壁面利用広告	屋上利用広告	袖看板
	(うち特殊装置広告 ^{※3})	(うち特殊装置広告 ^{※3})	(うち特殊装置広告 ^{※3})	(うち特殊装置広告 ^{※3})
・屋外広告士 ・日広連 ^{※1} 開催の点検 技能講習会修了者	○ (○)	○ (○)	○ (○)	○ (○)
・一級建築士 ^{※2} ・二級建築士 ^{※2} ・一級建築施工管理技士 ^{※2}	○ (×)	○ (×)	○ (×)	× (×)
・第一種電気工事士 ^{※2} ・第二種電気工事士 ^{※2}	× (×)	× (×)	× (×)	○ (×)
・特種電気工事資格者 ^{※2}	× (○)	× (○)	× (○)	○ (○)

※1 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

※2 上記資格を有し、なおかつ自治体が開催する屋外広告物講習会を修了していること

※3 特殊装置広告とは、ネオンサイン、イルミネーション、電光掲示板等、LED 等を使用した映像広告（表示物の点滅や動画による広告）を指します。

■点検結果の報告

許可を受けた広告物等の表示者・設置者は、更新の許可申請の際、申請前3ヶ月以内に実施した点検の結果を記載した「屋外広告物等安全点検結果報告書」を含む下記の書類等の提出が義務付けられます。

許可を要しない広告物等の場合、点検報告書の提出は不要ですが、点検は義務付けられます。

【点検結果の報告に必要な書類等】

- ◇屋外広告物等安全点検結果報告書
- ◇点検の状況を明らかにしたカラー写真
 - ・任意の書式に写真画像データを貼り付け、カラー印刷したものでも可
 - ・現況の全景写真（点検後に撮影したもの）や点検の様子の写真のほか、必要に応じて異常箇所の補修前後の写真
- ◇点検を行った者が資格を有することを証する書類の写し

資格	証する書類
屋外広告士	登録証の写し
日広連 [※] 開催の点検技能講習会修了者	修了証の写し
その他資格者（一級建築士 等）	免許証明書等の写し
自治体が開催する講習会修了者	修了証の写し

※ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

4 規制事項以外の配慮事項

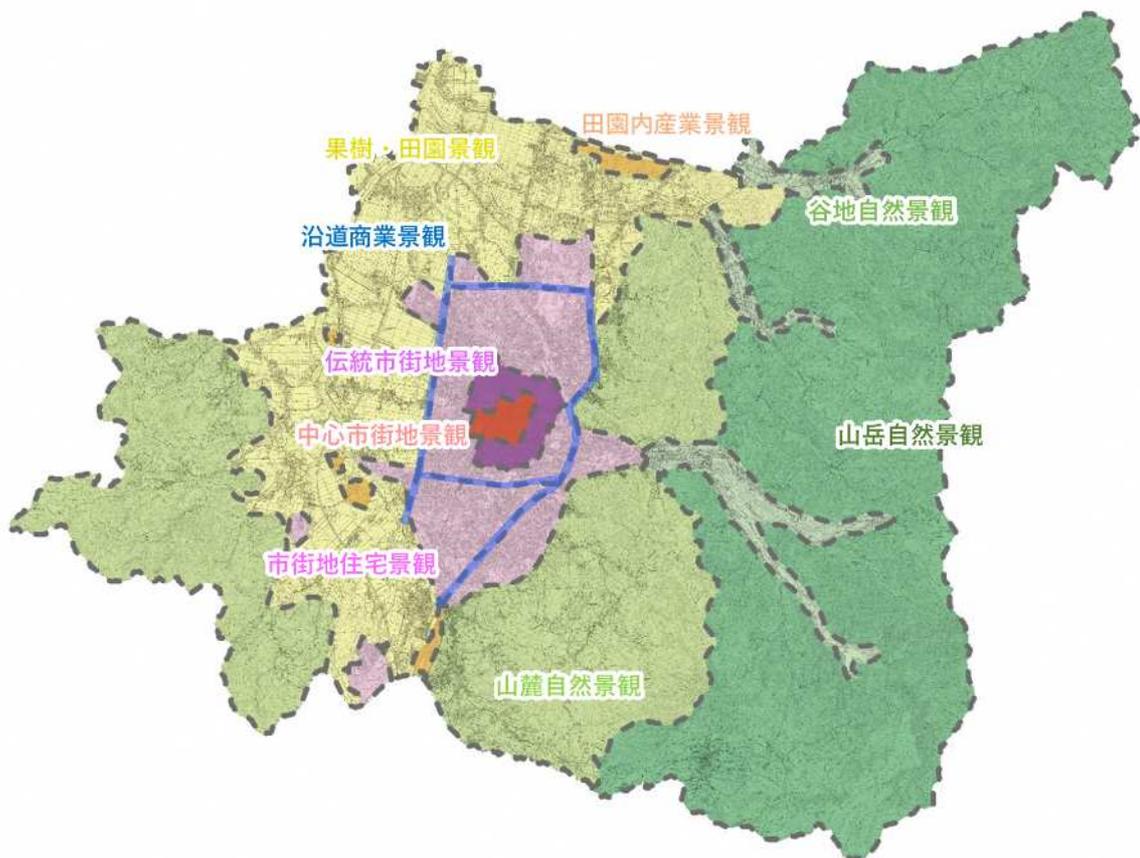
(1) 山形市景観計画の特定景観誘導基準

山形市景観計画では、良好な景観形成に向け、景観計画に定める景観形成基準と整合のとれた屋外広告物の誘導施策として、特定景観誘導基準を定めています。

広告物等を設置する場合は、許可の要不要に関わらず、この特定景観誘導基準に適合するよう、配慮をお願いします。

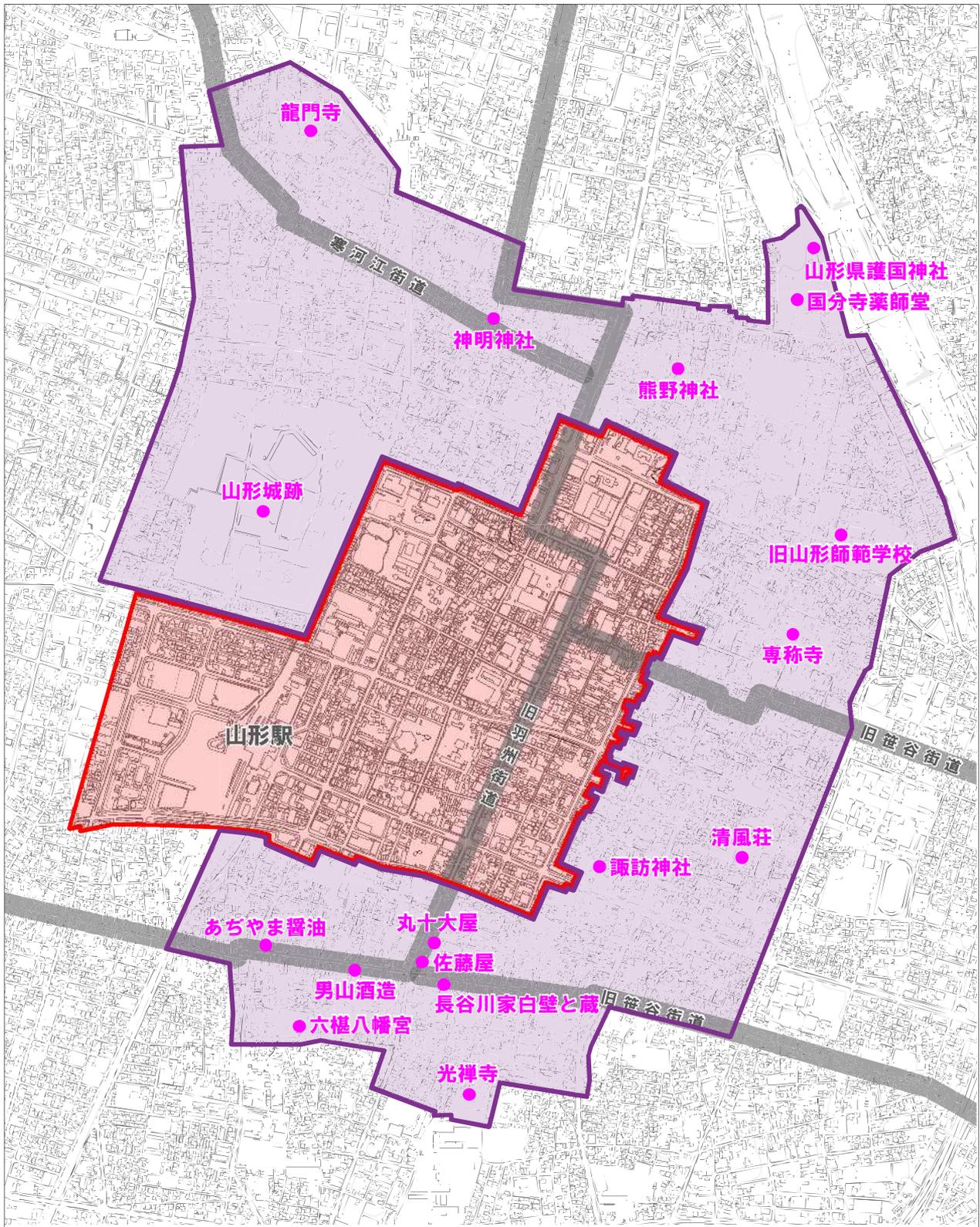
この特定景観誘導基準は、景観類型ごとに設定しています。特に、伝統市街地景観においては、色彩に関してマンセル値による基準を追加し、周辺の歴史的建築物に配慮した落ち着いた広告物等の設置をお願いします。

- ◆ 景観計画区域の類型区分（詳細については、お問合せください。）



(注) 山形市屋外広告物条例で定める「特別規制地域」、「普通規制地域」の区分とは異なります。

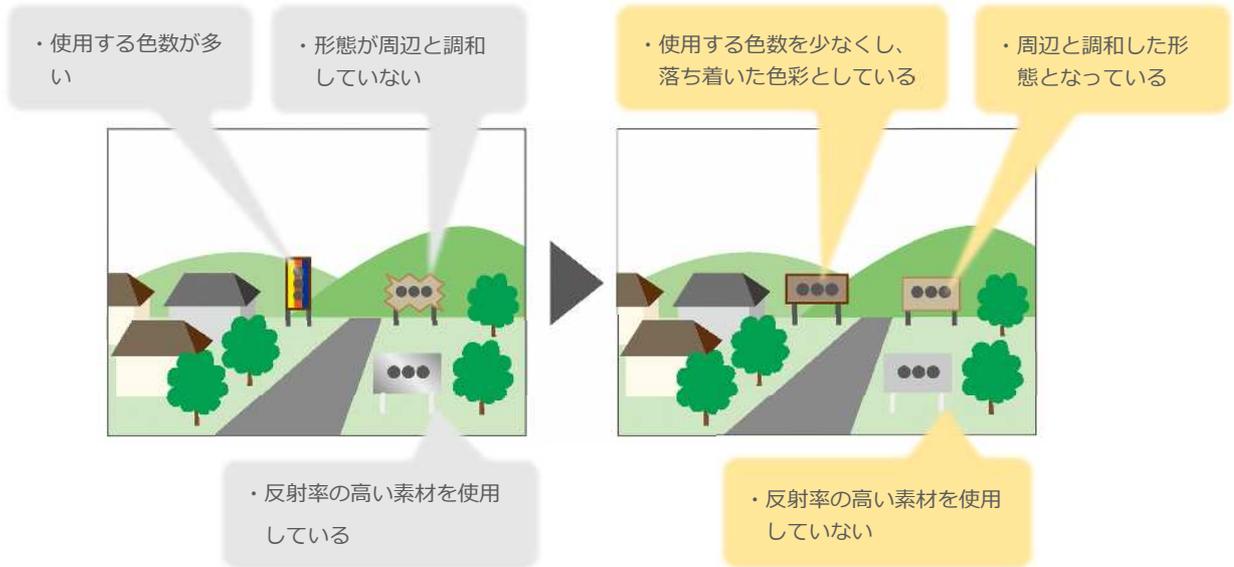
◆ 中心市街地景観と伝統市街地景観の区域図（詳細については、お問合せください。）



【屋外広告物の特定景観誘導基準】

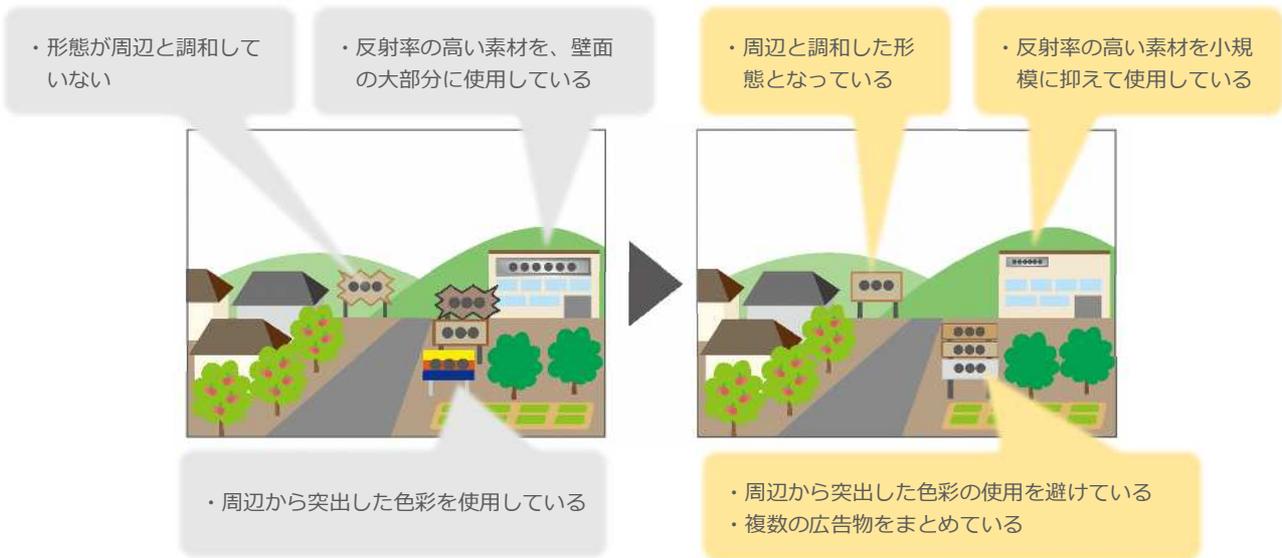
◇ 山岳自然景観 山麓自然景観 谷地自然景観 における屋外広告物の特定景観誘導基準

要素		特定景観誘導基準
形態・意匠	形態・意匠	周囲の自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。
	色彩	周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。使用する色数を少なくするよう努めること。
	素材(反射材)	反射率の高い素材は、極力使用しないよう努めること。



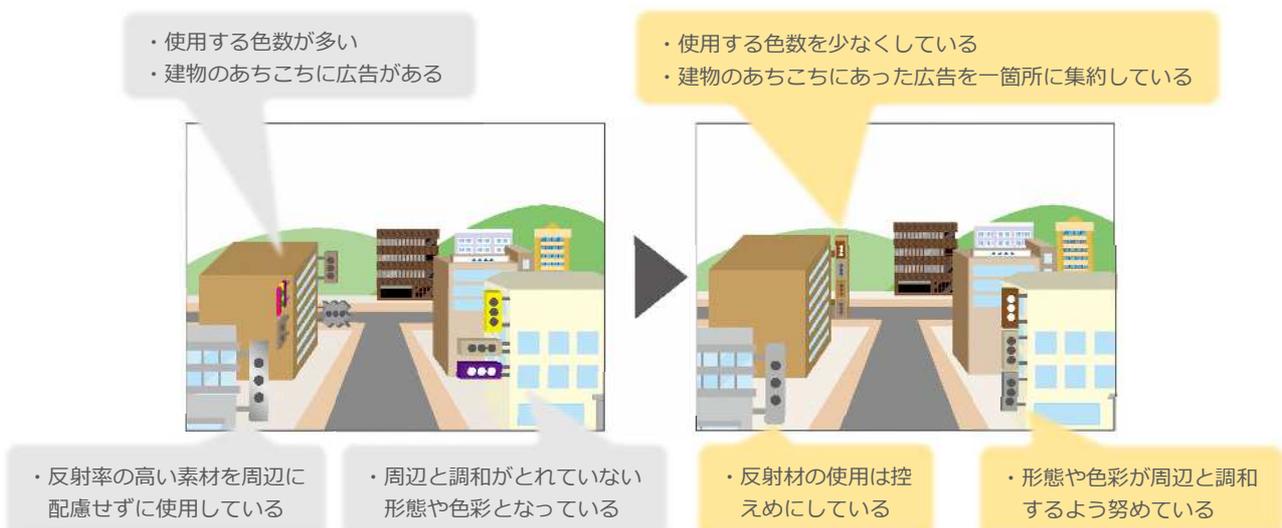
◇ 果樹・田園景観 田園内産業景観 における屋外広告物の特定景観誘導基準

要素		特定景観誘導基準
形態・意匠	形態・意匠	集落地の家並みの連続性に配慮するとともに、遠望する山並みや周辺の田園景観と調和する形態とすること。
	色彩	遠望する山並みや周辺の田園景観から突出した色の使用は避け、田園や集落の景観に調和した色調とすること。使用する色数を少なくするよう努めること。
	素材(反射材)	反射率の高い素材は、壁面の大部分には使用しないこと。



◇ 中心市街地景観 における屋外広告物の特定景観誘導基準

要素		特定景観誘導基準
形態・意匠	形態・意匠	周辺の建築物等の形態との調和に努めること。
	色彩	周囲の建築物等や遠望する山並みから突出した色の使用を避け、周辺のまちなみに調和した色調とすること。使用する色数をできるだけ少なくするように努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。
	素材(反射材)	反射率の高い素材は、周辺との調和に十分配慮して使用すること。



◇ 伝統市街地景観 における屋外広告物の特定景観誘導基準

要素		特定景観誘導基準
形態・意匠	形態・意匠	地域の歴史性を意識した形態とするともに、通りごとのまちなみのまともに配慮した形態とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の通りや境界から突出した色の使用を避け、城下町や歴史的まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とすること。使用する色数をできるだけ少なくするように努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。 ・地色^{※1}に著しく高い彩度の色彩^{※2}を使用しないこと。
	素材(反射材)	歴史的資源の周囲や歴史的まちなみの残る場所においては、反射率の高い素材は使用しないこと。
	電光表示・照明	点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。

※1 地色…文字やマーク等の表示部分以外の背景の色

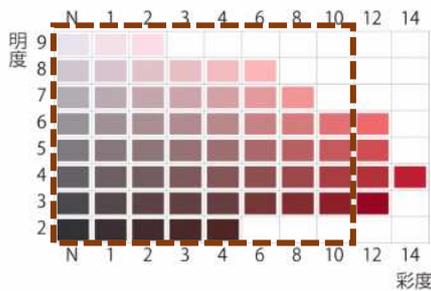
※2 色彩の彩度の基準は、マンセル値により次のとおり設定する。

(【彩度とは】 J I Sによるマンセル表色系のうち、色の鮮やかさを示す指標。)

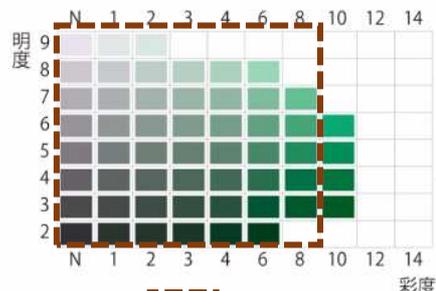
色相	R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	その他
彩度	10以下	10以下	10以下	8以下

【マンセル値の基準の一例】

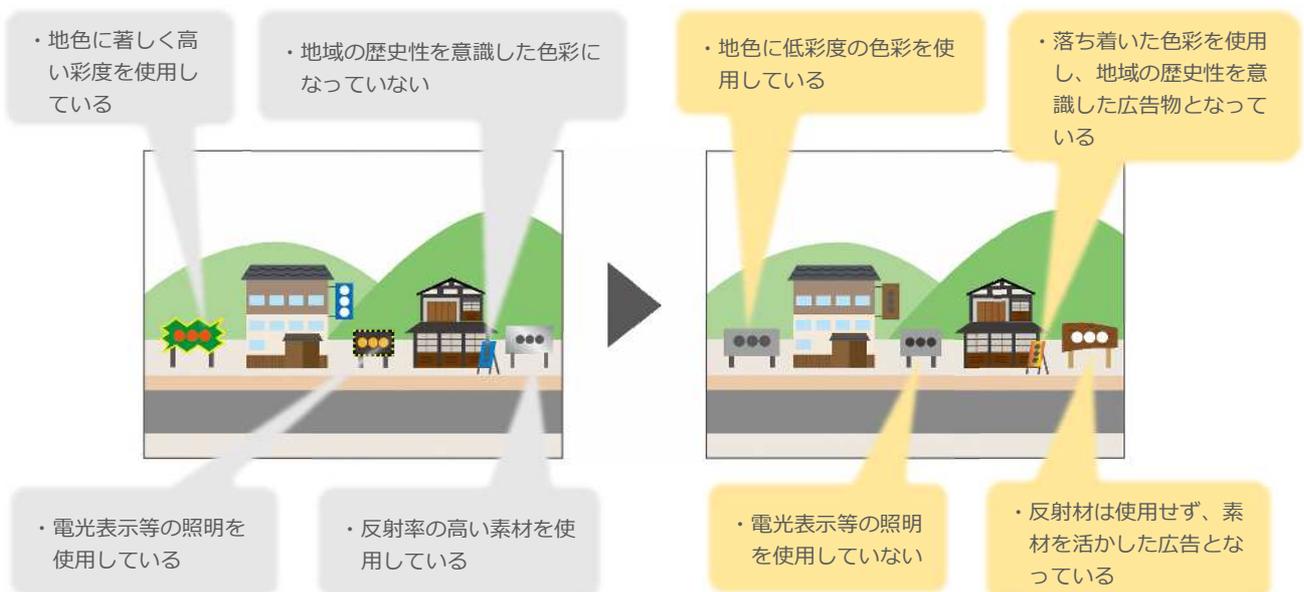
5 Rの場合



5 Gの場合

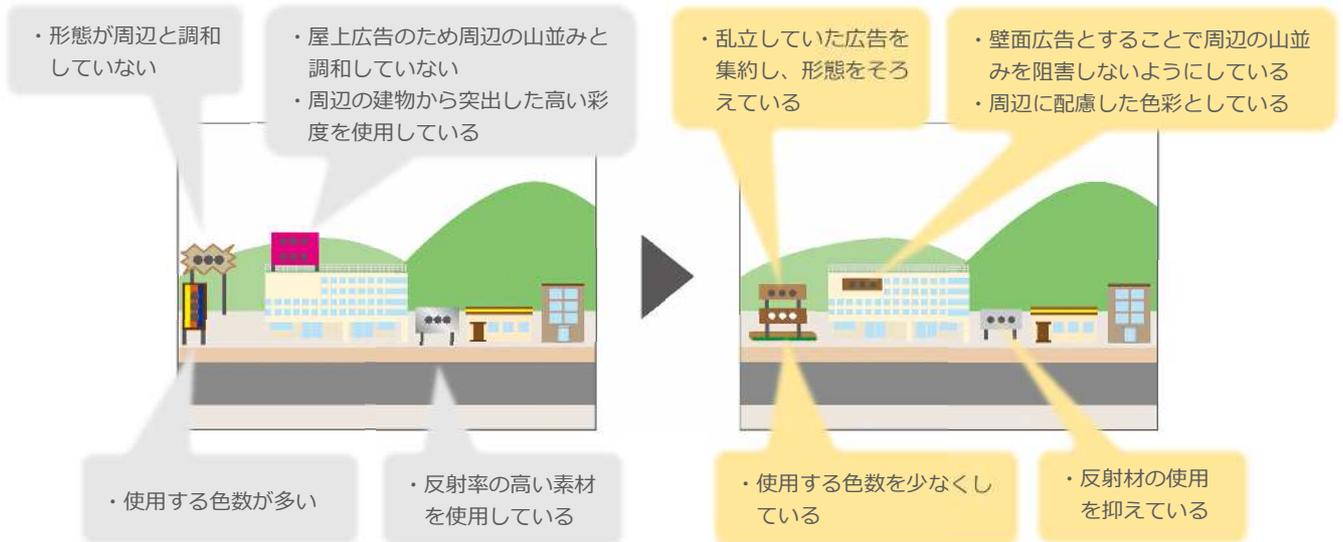


伝統市街地景観において使用可能な色彩



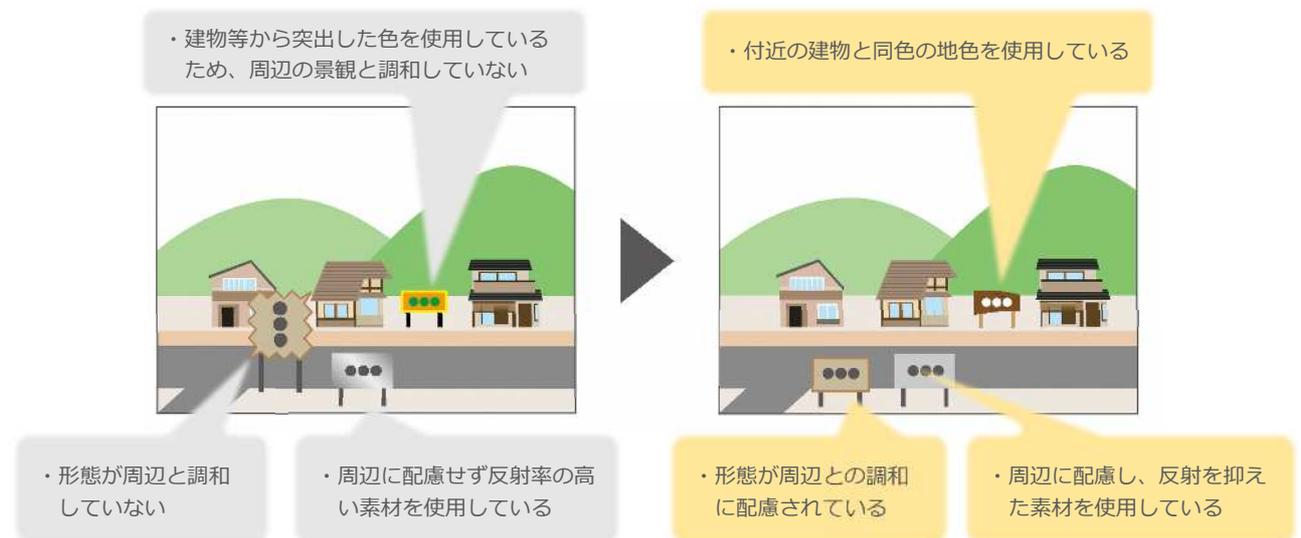
◇ 沿道商業景観 における屋外広告物の特定景観誘導基準

要素		特定景観誘導基準
形態・意匠	形態・意匠	遠望する山並みや周辺の建築物等の形態との調和に努めること。
	色彩	遠望する山並みや周囲の建築物等から突出した色の使用を避け、周辺の景観に調和した色調とすること。使用する色数をできるだけ少なくするように努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。
	素材(反射材)	反射率の高い素材は、壁面の大部分には使用しないこと。



◇ 市街地住宅景観 における屋外広告物の特定景観誘導基準

要素		特定景観誘導基準
形態・意匠	形態・意匠	周辺の建築物等の形態との調和に努めること。
	色彩	遠望する山並みや周囲の建築物等から突出した色の使用を避け、周辺の景観に調和した色調とすること。使用する色数をできるだけ少なくするように努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。
	素材(反射材)	反射率の高い素材は、周辺との調和に十分配慮して使用すること。



(2) 広告物等の照明について

必要以上の照度を持った広告物等は、夜間景観から突出した印象を与えます。また、高輝度な光は、信号機の視認性を低下させる恐れがあります。そのため、照明を伴う広告物等を使用する際は、必要以上の照度・輝度を持たないものとし、近隣に配慮したものとしてください。

(3) 建物の内側から屋外へ向けて表示される広告物について

建築物の窓等の開口部に設けられた窓ガラス等の内側に、直接・間接的に常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物（具体的には、窓ガラスの内側からポスターやシートを貼り付ける場合や、ガラスを隔てた建築物の内壁等に文字等を表示する場合）は、屋外広告物の規制の適用外となります。

しかし、周囲の景観に与える影響が大きいことから、該当する地域の景観形成基準を参考に、周辺環境に配慮した表示を心がけてください。

5 資料編：許可基準又は適用除外基準及び許可の期間

(1) 許可基準及び許可の期間

■ 建植広告

種 類	基 準			許可の 期間
	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	第3種普通規制地域	
1 広告板 広告塔 ^{※1} (これに類 する特殊装 置広告を含 む。)	<p>(1) 地面から上端までの高さ^{※5}が1.5m以下で、その上端が道路端部2mの高さから仰角14度の範囲内^{※6}にあること。</p> <p>(2) 幅が地面から上端までの高さの2分の1以下^{※8}であること。</p> <p>(3) 建植広告相互間の距離^{※7}が5.0m以上であること。</p> <p>(4) 映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面^{※2}1.0㎡以下であること。 (数枚で1個の広告^{※4}となっているものについては、その合計面積とする。)</p> <p>(5) 条例第10条第1項第4号に規定する広告物又はこれを掲出する物件は、(1)から(4)までにかかわらず、表示面積^{※3}が一面1.0㎡以下(数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする。)、地面から上端までの高さが8m以下であること。</p>	<p>(1) 表示面積が一面2.0㎡(映像が表示される特殊装置広告にあつては、1.5㎡)以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。)</p> <p>(2) 地面から上端までの高さが1.0m以下であること。</p>	<p>(1) 表示面積が一面3.0㎡(映像が表示される特殊装置広告にあつては、2.0㎡)以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。)</p> <p>(2) 地面から上端までの高さが1.5m以下であること。</p>	3年 以内
2 アーチ	<p>(1) 表示面積が一面2.0㎡以下であること。</p> <p>(2) 地面から脚柱以外の部分の下端までの高さが5m以上であること。</p> <p>(3) 地面から上端までの高さが1.0m以下であること。</p> <p>(4) 信号機から3.0m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から1.0m以上離れていること。</p>			

◆建植広告に係る注釈

1 広告板・広告塔(これに類する特殊装置広告を含む。)

※1 広告板と広告塔の違い

・「広告板」→板状のもの、平面的なもの

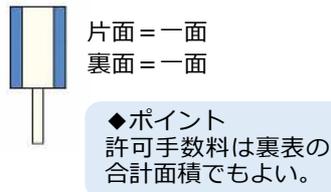
・「広告塔」→塔状又は柱状の立体的なもの

※2 一面とは

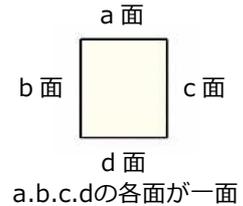
ア 片面表示の広告板の場合



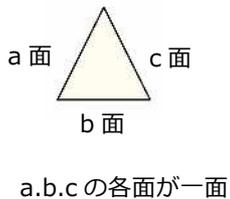
イ 両面表示の広告板の場合
(側面から見た図)



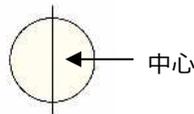
ウ 広告塔で四角柱の場合
(真上から見た図)



エ 三角柱の場合
(真上から見た図)



オ 円柱の場合
(真上から見た図)



表示された広告物の中心から、
半円周分の面積を1壁面とみなす。

※3 表示面積とは

建植広告の場合は板面全体の面積

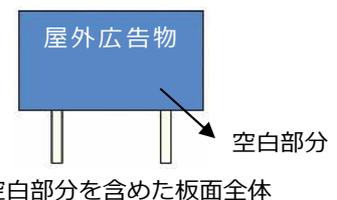
ア 基本型



イ 複数枚ある場合

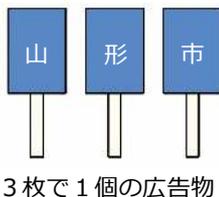


ウ 文字が記入されていない
空白部分がある場合



※4 数枚で1個の広告とは

ア 基本型

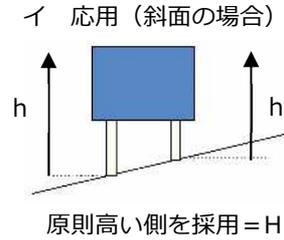
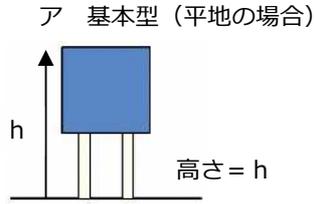


イ 複数枚ある場合



◆ポイント
壁面平面広告の場合と取り扱いが違うので、注意すること。

※5 地面から上端までの高さとは

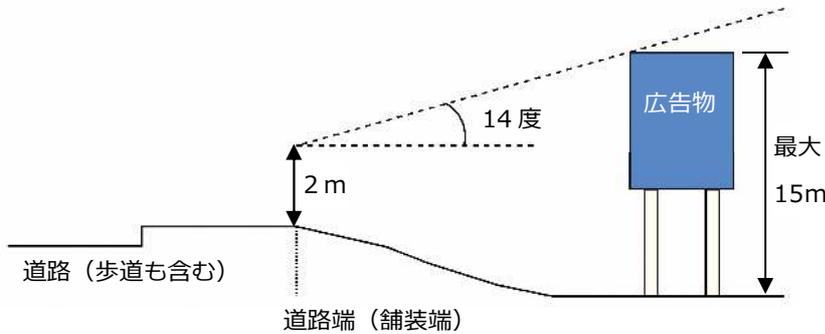


※土盛の取扱い

通常地面とは、GLと取扱うべきだが、土盛を施工した場合には、土盛施工後の地表面から、として取扱う。

※6 仰角14度の範囲内とは（第1種普通規制地域）

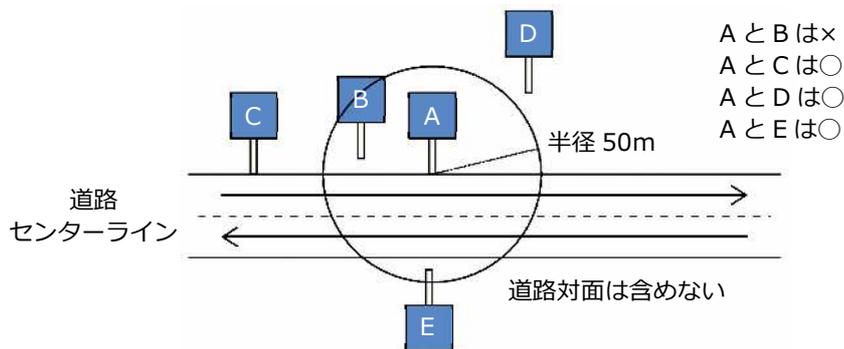
- ・道路端2mの高さから仰角14度の範囲内にあること（国道、県道、広域農道のみ）
- ・適用除外広告物（自家広告物など）は対象外



◆ポイント
 仰角14度とは、4m進むと1m上がる勾配のことをいう。
 適合判定については、広告物までの距離と、地面から道路端までの高さを求める必要がある。

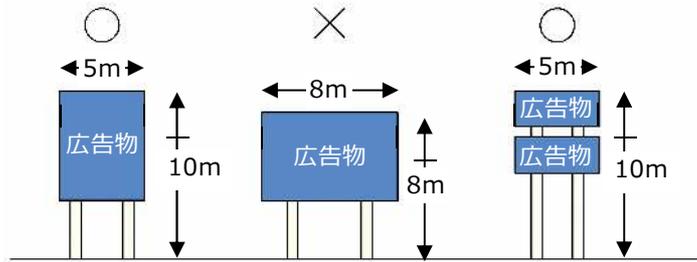
※7 建植広告相互間の距離とは（第1種普通規制地域）

- ・道路の一方の面を基準とした相互間とする（対面のものは含まない）
- ・当該物件を中心とした半径50mの円内（縦、横、斜め全て）
- ・適用除外広告物（自家広告物など）は対象外



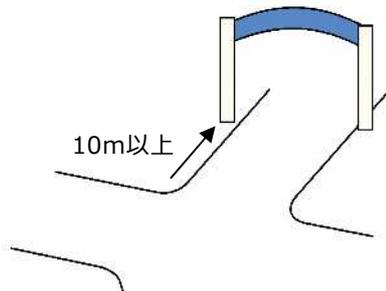
※ 8 幅が地面から上端までの高さの2分の1以下（縦横比2：1）とは（第1種普通規制地域）

- ・適用除外広告物（自家広告物など）は対象外



2 アーチ

- ・道路占用許可が必要なものに限定。そのため、自家敷地内での自家広告物の「アーチ」はありえない。その場合、建植広告の基準を採用することになる。
- ・信号機から 30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10m以上離れていること。この場合の主要な交差点とは、補助幹線道路以上が交差する道路で、交差するそれぞれの道路に案内標識が設置されている交差点をいう。

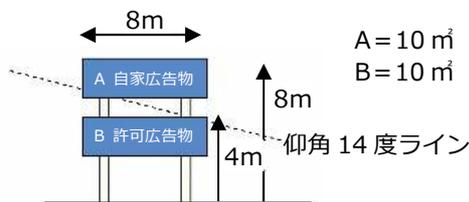


◆ポイント

交差点からの距離とは、①左折導流路、②隅切り、③横断歩道、④停止線のうち最も外側のもので 10m以上離れていること。
また、道路標識には警戒標識や規制標識も含まれる。

◆建植広告にかかる補足解説

1 自家用広告物と許可広告物の複合（第1種普通規制地域）



◆ポイント

第1種普通規制地域における建植広告物の場合、自家広告物に独自の設置基準があるので注意すること。

自家広告物 A のみでは適用除外基準（高さ 8m、面積 10 m²）は適合しているが、許可広告物 B との複合となる場合、建植広告の全体で許可基準に適合しているか判断すること。

※上図の B は提出不可となる。（仰角 14 度違反、縦横比率 2：1 違反）

※建植広告の全体が許可基準に適合している場合、手数料算定面積は B のみの面積となる。

■ 壁面利用広告

種 類	基 準			許可の 期間
	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	第3種普通規制地域	
1 広告板 (これに類する特殊装置広告を含む。ただし、2に掲げるものを除く。)	(1) 表示面積 ^{※1} が一面10㎡以下であること。(数枚で1個の広告 ^{※2} となっているものについては、その合計面積とする。) (2) 表示面積の合計が1壁面につき ^{※3} 20㎡以下であること。	(1) 表示面積が一面20㎡(映像が表示される特殊装置広告にあっては、15㎡)以下であること。(数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする。) (2) 表示面積の合計が1壁面につき40㎡以下であること。	(1) 表示面積が一面30㎡(映像が表示される特殊装置広告にあっては20㎡)以下であること。(数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする。) (2) 表示面積の合計が1壁面につき60㎡以下であること。	3年 以内
	(3) 表示面積(当該広告板の利用に係る壁面と同一方向に表示する2に掲げる広告板の表示面積を含む。)の合計が当該壁面積の3分の1以下 ^{※4} であること。			
2 広告板 (壁面から突出するもの。これに類する特殊装置広告を含む。)	(1) 表示面積が一面 ^{※5} 10㎡以下であること。	(1) 表示面積が一面20㎡(映像が表示される特殊装置広告にあっては15㎡)以下であること。	(1) 表示面積が一面30㎡(映像が表示される特殊装置広告にあっては20㎡)以下であること。	
	(2) 壁面からの出幅が2m以下 ^{※6} で、道路上に1m以上突出しないこと ^{※7} 。 (3) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5m以上 ^{※8} 、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5m ^{※8} 以上であること。 (4) 表示面積(当該広告板の表示する方向と同一方向に面した壁面を利用する1に掲げる広告板の表示面積を含む。)の合計が当該壁面積の3分の1以下であること ^{※9} 。 (5) 当該広告板の利用に係る壁面の上端 ^{※10} を超えないこと。			

◆壁面利用広告に係る注釈

1 壁面平面広告

※1 表示面積とは

ア 板を取付けた場合



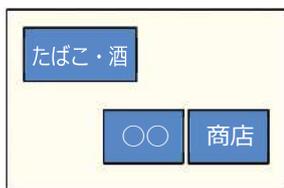
板以外に空白部分が
あっても板のみの面積となる

イ 壁に直接塗装の場合



最小限に文字を囲んだ面積の合計
(文字間の空間は除く)

※2 壁面平面広告の「一面」と「数枚で1個の広告」とは

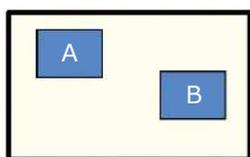


壁面平面の場合（左図の時）
→「たばこ・酒」で一面（1個）、
「〇〇」と「商店」で一面（1個）の広告となる

◆ポイント
建植広告と相違するので注意。
建植広告の場合（左図の時）
→「商品名」と「商店名」で1個の広告
「商品名」と「商店名」の合計面積が表示面積となる。

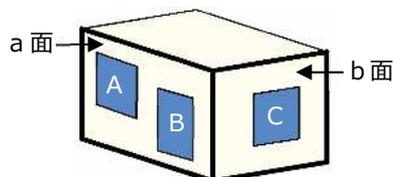
※3 1壁面につきとは

ア 基本型（1面のみ表示の場合）



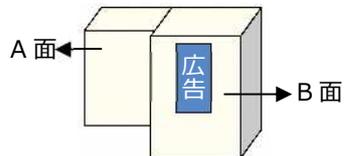
太枠が1壁面となる

イ 2面に表示する場合



「A」「B」はa面
が1壁面 「C」はb面が
1壁面

ウ 凹凸のある建物でB面のみに表示された場合

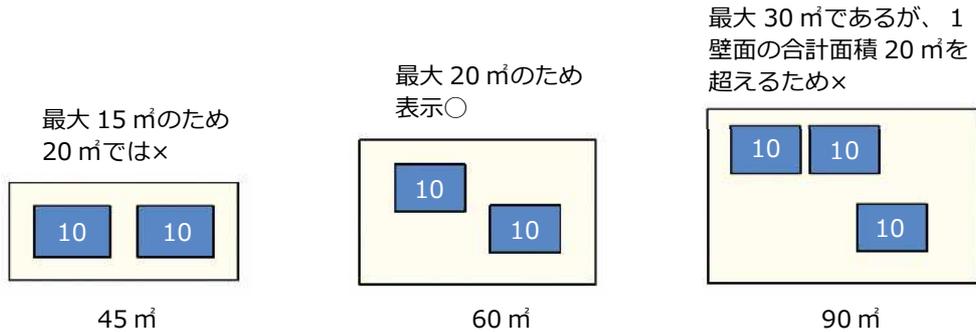


・B面のみを1壁面としない
A面+B面を1壁面とする

◆ポイント
一方向から見える壁面の合計を1壁面とする

※4 当該壁面積の3分の1以下とは

- ・当外壁面積 = 1壁面の面積とする
- ・表示面積の合計は、1壁面ごとに考える
- ・特別規制地域は3分の1以下制限なし（1壁面の面積制限のみ）
- ・3分の1以下の具体例（普通1種）

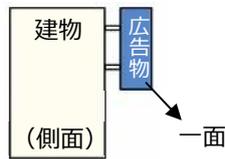


2 壁面突出広告

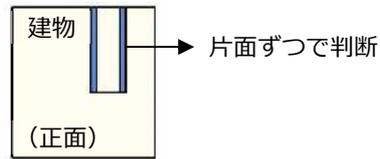
※5 一面とは

建植広告の一面と同様の扱いとする

ア 片面表示の場合



イ 両面表示の場合



※6 壁面からの出幅が2m以下とは

※7 道路上に1m以上突出しないこととは

※8 下端までの高さが、歩道上では2.5m以上・車道上では4.5m以上とは

※7と※8は、道路占用許可を伴う場合の取り扱いに準じている

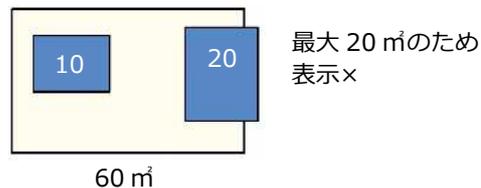


◆ポイント
道路に突出する場合は、「道路占用」となるため、屋外広告物設置許可のほか道路占用許可が必要。

◆ポイント
歩道・車道に含まれない縁石・側溝等は、建築限界の対象にならない。

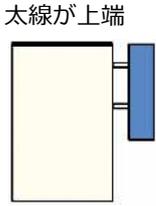
※9 壁面と同一方向に表示される場合の、表示面積の合計が3分の1以下とは

- ・3分の1以下の具体例（普通1種）
- 壁面突出広告であっても、同一壁面で別の壁面平面広告の表示があった場合、その合計面積は壁面全体の面積の3分の1以下となる。

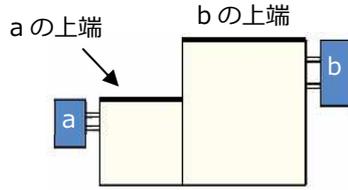


※ 10 壁面上端とは

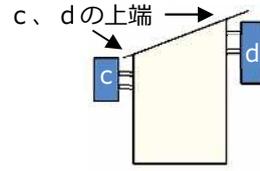
ア 基本型



イ 一部2階建の場合



ウ 勾配屋根の場合

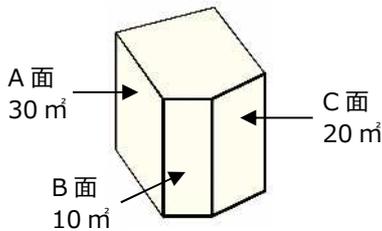


※突出看板を取付けた側面上端

◆壁面利用広告に係る補足解説

1 建物が多角形の場合の考え方

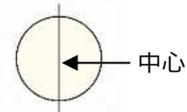
ア 五角形の場合（角切面有り）



・隣接するA面とC面を比較し、面積が少ない壁面を隣接壁面の一面とする。
 ・左図の場合、B面+C面を1壁面とする。

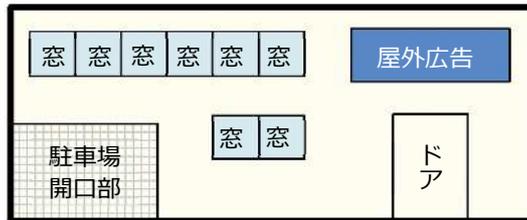
イ 円形の場合

（真上から見た図）



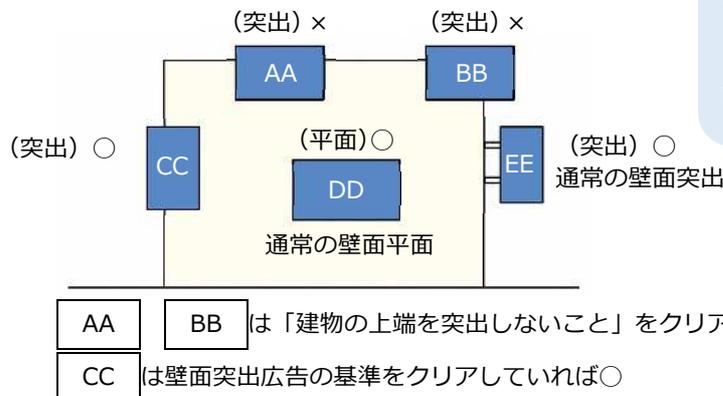
・表示された広告物の中心から、半円周分の面積を1壁面とみなす。

2 窓、ドア、開口部などの取扱い



・1壁面の面積は、窓や開口部も含み、太枠内の面積となる

3 壁面平面と壁面突出の区分



◆ポイント
 壁面平面は壁面の中に収まっていることが条件となる。よって、突出（上端以外）する看板は壁面突出広告となる。

■ 屋上利用広告

種 類	基 準			許可の 期間
	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	第3種普通規制地域	
広告板 広告塔 （これに類 する特殊装 置広告を含 む。）	(1) 一面 ^{※1} の表示面積 ^{※1} が当該 建物の壁面のうち面積が最大の ものの面積 ^{※2} の5分の1以下 であること。 (2) 表示面積の合計 ^{※3} が当該建 物の壁面積の合計 ^{※4} の5分の 1以下であること。	(1) 一面の表示面積が当該建物 の壁面のうち面積が最大のもの の面積の4分の1以下であるこ と。 (2) 表示面積の合計が当該建物 の壁面積の合計の4分の1以下 であること。	(1) 一面の表示面積が当該建物 の壁面のうち面積が最大のもの の面積の3分の1以下であるこ と。 (2) 表示面積の合計が当該建物 の壁面積の合計の3分の1以下 であること。	3年 以内
	(3) 映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面2.0㎡以下であること。（数枚で1個と なっているものについては、その合計面積とする。） (4) 屋上から上端までの高さ ^{※5} が2.0m以下で、建物の高さ ^{※5} の2分の1以下 ^{※6} であること。 (5) 建物の端から突出 ^{※7} しないこと。			

◆屋上利用広告に係る注釈

1 陸屋根の場合

※1 一面、表示面積

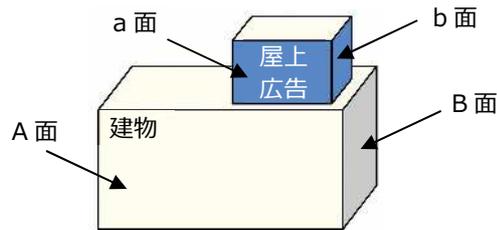
考え方は建植広告と同様の扱い

※2 当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積とは

※3 表示面積の合計とは

※4 当該建物の壁面積の合計とは

・標準的な屋上広告の事例（a面とb面に広告表示の場合）



◆ポイント
特別規制地域では、自家用
広告であっても屋上利用広
告は提出できない。

上記事例での「※2 当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積」は

→ A面の面積となる（直方体の4面で最大の壁面の面積）

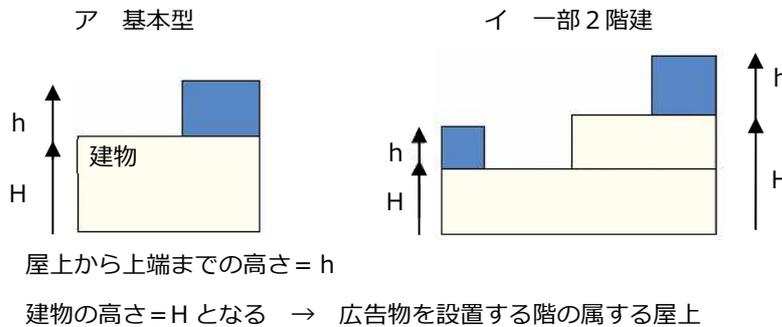
上記事例での「※3 表示面積の合計」は

→ a面+b面となる

上記事例での「※4 当該建物の壁面積の合計」は

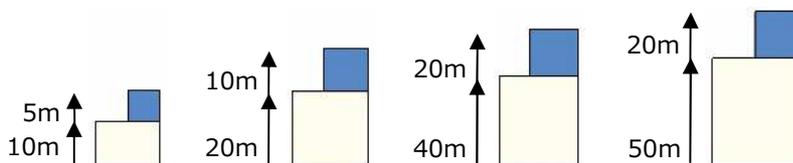
→ (A面+B面) × 2 となる（直方体の4面の合計）

※5 屋上から上端までの高さ、建物の高さとは



※6 高さが20m以下で、建物の高さの2分の1以下とは

※40m超の建物の場合 20mが限度となる



※7 建物の端から突出とは

屋上の中に収まっていることが条件、はみ出しは禁止。



◆ポイント
建物と一体となって設置され
た庇等がある場合は、屋
上からはみ出しているも庇
等からはみ出していなけれ
ば○

2 勾配屋根の場合

※1 一面、表示面積

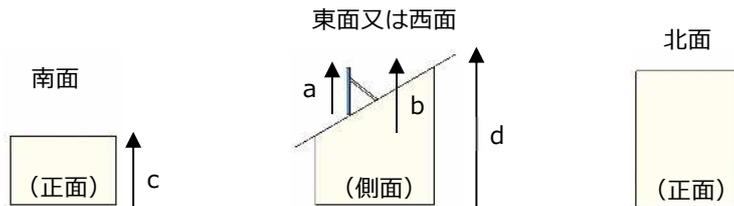
考え方は「陸屋根」と同様の扱い

※2 当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積とは

※4 壁面積の合計とは

※5 屋上から上端までの高さ、建物の高さとは

・標準的な勾配屋根の事例



上記事例での「※2 当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積」は → 北面の面積となる
(4面で最大の壁面の面積)

上記事例での「※4 当該建物壁面積の合計」は → 南面+北面+東面+西面となる

上記事例での「※5 屋上から上端までの高さ」は → 「a」とすること、「b」ではない

※設置した屋根が起点

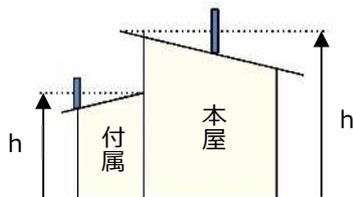
上記事例での「※5 建物の高さ」は → 「d」とすること、「c」ではない

※広告物を設置する屋根の頂点となる

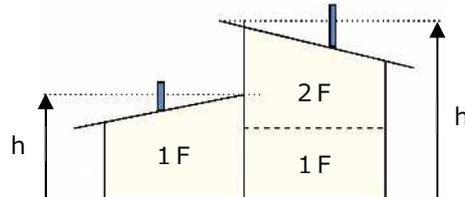
◆ポイント
勾配屋根に直接広告板を取り付ける場合や直接塗装する場合は、壁面平面広告の基準となる

・屋根の頂点までの高さの事例 (hが頂点)

ア 平屋だが付属屋、庇がある場合



イ 一部2階建の場合



3 壁面利用広告と屋上利用広告の区分（第2種普通規制地域の場合）

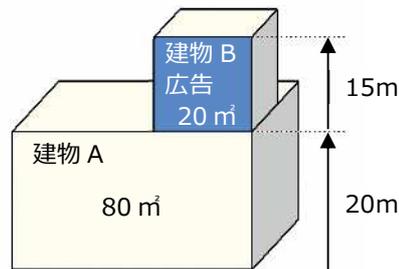
広告物を掲出している部分が「建物と一体」になっている場合 → 壁面利用広告

〃 ならない場合 → 屋上利用広告

・「建物と一体」とは

建築基準法で「建築物の一部」の取り扱いならば、建物と一体 → 壁面利用広告

建築基準法で「工作物」の取り扱いならば、建物と一体ではない → 屋上利用広告



・上記の例

■建物 B が建物 A と一体であるとみなせる場合

→壁面利用広告となる。

（広告物の表示面積 20m^2 なので○）

（1 壁面全体に占める合計表示面積の割合は $(20\text{m}^2 / 100\text{m}^2) = (1 / 5)$ となり、 $1 / 3$ 以内なので○）

■建物 B が工作物である場合

→屋上利用広告となる。

（広告物の高さは 20m 以下で○）

（建物の高さとの割合は $(15\text{m} / 20\text{m}) = (3 / 4)$ となり、 $1 / 2$ を超えるので×）

（表示面積の割合は $(20\text{m}^2 / 80\text{m}^2) = (1 / 4)$ となるので○）

◆ポイント
「建物と一体」とは、塔屋内部が施設として利用されている場合や、建物と構造的に一体となっているパラペットなどをいう。

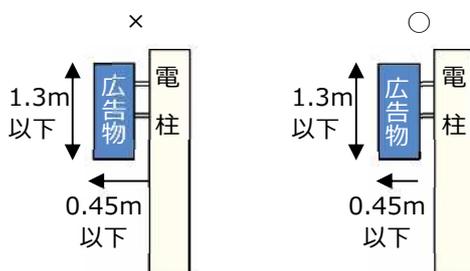
■ 電力柱等利用広告

種 類	基 準			許可の 期間
	第 1 種普通規制地域	第 2 種普通規制地域	第 3 種普通規制地域	
1 袖看板 (これに類する特殊装置広告を含む。)	(1) 大きさは、縦1.3m以下、横0.45m ^{※1} (消火栓の位置を示す標識を利用して表示する広告物にあつては、0.8m) 以下であること。 (2) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5m以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5m以上 ^{※2} であること。 (3) 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること ^{※3} 。 (4) 電力柱等1本につき、1個 ^{※4} とすること。			3年 以内
2 巻付広告 塗装広告	(1) 長さは1.5m以下 ^{※5} であること。 (2) 地面から広告物の下端までの高さが1.2m以上 ^{※5} であること。 (3) 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること。 (4) 電力柱等1本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか1個 ^{※6} とすること。			

◆電力柱等利用広告に係る注釈

1 袖看板

※1 縦 1.3m以下、横 0.45m以下は、広告物の寸法



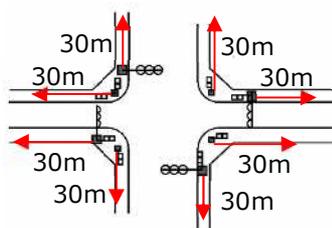
◆ポイント
横 0.45mは電柱からの寸法ではなく、看板の寸法。
消火栓標識を利用するにあたっては、横 0.8m以下となる。

※2 下端までの高さが、歩道上では 2.5m以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では 4.5m以上とは
突出広告と同様の考え方

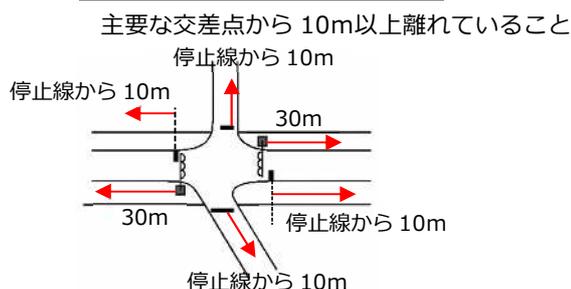
※3 信号機から 30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10m以上離れていることは

- ・「アーチ」と同様な考え（次ページの「巻付・塗装広告」、及び「立看板等」、「広告幕・広告旗」も同様の考え）
- ・車両用（片面両面）・歩行者用信号機のいずれからも 30m以上離れていること。信号機がない場合は主要な交差点から 10m以上離れていること。

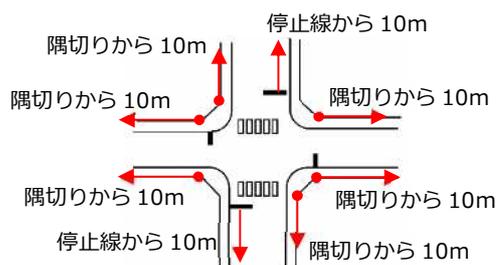
ア 信号機が交差する道路全てにある場合



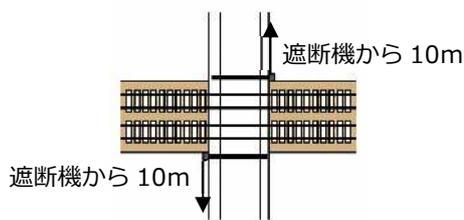
イ 信号機が一方にしかない場合



ウ 信号機がない場合

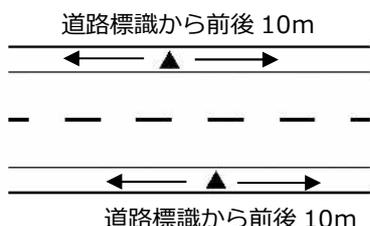


エ 踏切がある場合



オ 道路標識がある場合

・複数車線の場合



・1車線の場合



◆ポイント
※3は道路上に設置してある電力柱等が対象。
民地にある電力柱等は対象としない。

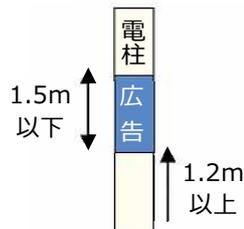
※4 電力柱等1本につき、1個とは

片面、両面の両方表示を含む

2 巻付広告、塗装広告

※ 5 長さ 1.5m以下とは

地面から広告物の下端までの高さ 1.2mとは



※ 6 1本につき巻付又は塗装のいずれか1個とは

・巻付の数え方



左図の場合

【2枚で1個】として取り扱う

◆ポイント

広告 A と広告 B の表示内容が異なる場合でも、2枚で1個として取り扱う。

・袖看板も含め掲出可能は5パターンになる

ア 袖看板のみ

イ 巻付のみ

ウ 塗装のみ

エ 袖看板+巻付

オ 袖看板+塗装

■ 共通のもの

種 類	基 準			許可の 期間
	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	第3種普通規制地域	
1 はり紙 はり札等	(1) 表示面積が1㎡以下であること。 (2) 同一場所に同一内容のものを連続して表示しない ^{※1} こと。 (3) はり紙については、全面のりづけしないこと。			1月 以内
2 立看板 ^{※2} 等	(1) 表示面積が一面 ^{※3} 4㎡以下であること。 (2) 高さは3.6m以下であること。 (3) 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること。 (4) 倒れないように措置されるものであること。			3月 以内
3 広告幕、 広告旗 ^{※4}	(1) 幅が1.5m以下であること。 (2) 道路を横断する広告幕にあつては、次の各号に該当するものであること。 ア 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5m以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。 イ 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること。			2月 以内
4 アドバ ルーン	(1) 気球の直径が3m以下であること。 (2) 係留場所から気球先端までの垂直距離が5.0m以下であること。 (3) 添加する広告物の幅が1.5m以下で、かつ、長さが1.5m以下であること。			10日 以内

◆共通のものに係る注釈

1 はり紙・はり札等

※1 同一場所に同一内容のものを連続して表示しないとは

同一壁面に、同一の大きさのものが、縦横にある程度隙間なく並べて表示してはならない。

◆共通のものに係る補足解説

2 立看板等

※2 立看板と建植広告の違い



容易に引き抜けるなら → 立看板
容易に引き抜けないなら → 建植広告

◆ポイント
立看板とは、容易に移動させることができる状態で立てられているものをいう。ただし、倒れないような措置が必要。

※3 一面とは

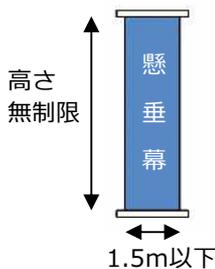
- ・片面表示の場合
 - ・両面表示の場合
- 片面＝一面 表面＝一面、裏面＝一面、片面ずつで判断

3 広告幕、広告旗

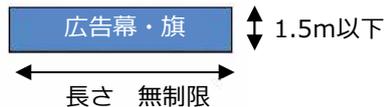
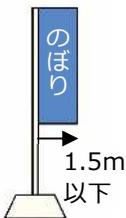
※3 広告幕、広告旗

※横幅、縦幅どちらでも可の扱いとする

・一般的な広告幕



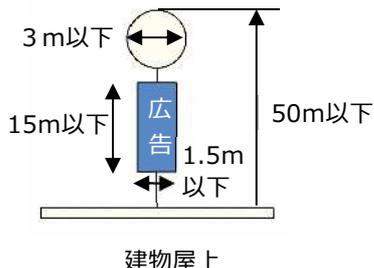
・一般的な広告旗



◆ポイント
【幅】のみの制限のため、【長さ】【高さ】に制限はない。

4 アドバレーン

・設置例



4 特殊装置広告

【特殊装置とは】

- ・ネオンサイン
- ・イルミネーション
- ・電光掲示板等
- ・LED 等を使用した映像広告など、表示物の点滅や動画による広告

(注意：蛍光灯などの他の光源を使用した内照式及び投光器を用いたものは、単なる光源であるため、特殊装置にはあたらない。)

※ LED 看板の設置の際には、信号機等の視認を阻害しないよう設置位置には注意が必要。

◆ 特殊装置広告の基準

① 建植広告の特殊装置広告 (※数枚で1個の表示面積となっている場合は、その合計面積)

規制地域	LED等を利用した映像広告の場合	一般広告	自家広告		
			特別2種の基準以下 (一面5m以下、 高さ5m以下)	特別2種の基準超 (一面5m超、 高さ5m超)	
普通3種	表3-5(P12)の基準に加え、	表3-5(P12)の基準と同様 (許可必要)	設置可 (許可不要)	表3-5(P12)の基準と同様 (許可必要)	
普通2種					一面20m以下
普通1種					一面15m以下
特別2種	表3-5の基準と同様	設置不可	表3-5(P12)の基準と同様 (許可不要)	設置不可	
特別1種					一面10m以下

② 壁面利用の特殊装置広告 (※数枚で1個の表示面積となっている場合は、その合計面積)

規制地域	LED等を利用した映像広告の場合	一般広告	自家広告		
			特別2種の基準以下 (合計表示面積5m以下)	特別2種の基準超 (合計表示面積5m超)	
普通3種	表3-7、3-8(P13)の基準に加え、	表3-7、3-8(P13)の基準と同様 (許可必要)	設置可 (許可不要)	表3-7、3-8(P13)の基準と同様 (許可必要)	
普通2種					一面20m以下
普通1種					一面15m以下
特別2種	表3-7、3-8(P13)の基準と同様	設置不可	表3-7、3-8(P13)の基準と同様 (許可不要)	設置不可	
特別1種					一面10m以下

③ 屋上利用の特殊装置広告

規制地域	LED等を利用した映像広告の場合	一般広告	自家広告
普通3種	表3-9(P13)の基準に加え、	一面20m以下	表3-9の基準と同様 (許可必要)
普通2種			
普通1種			
特別2種	設置不可		
特別1種	設置不可		

◆ポイント

電力柱等利用広告(袖看板)の特殊装置広告については、標準の許可基準に適合。
(手数料は特殊装置広告を適用)

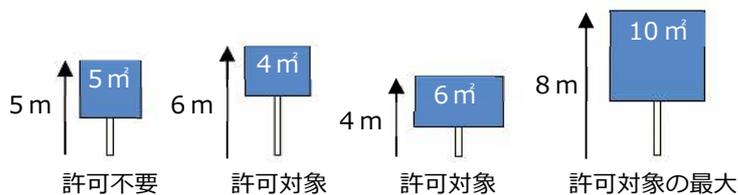
◆ポイント

屋上利用広告に特殊装置広告を使用する場合は、自家広告物であっても表示面積に関わらず、許可を受ける必要がある。

◆ 建植広告の自家用特殊装置広告の考え方（第1種普通規制地域の場合）

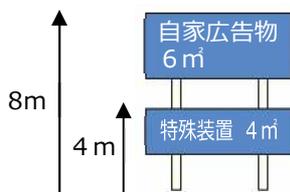
① 特殊装置単独の事例

※高さ又は表示面積が特別2種の設置基準を超える場合、許可対象となる。



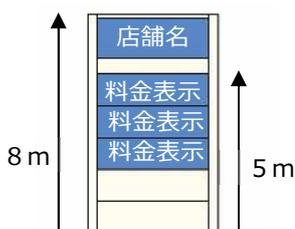
② 特殊装置と特殊装置以外の複合の事例

- ・ 掲出基準はP29「建植広告にかかる補足解説」と同じ考え方。
- ・ 下図の場合、合計面積が10㎡なので掲出可であり、特殊装置広告（4㎡）のみ許可対象となる。



③ ガソリンスタンドの料金表示

- ・ LED等によるガソリンスタンドの料金表示は、日常的に変化するので点滅灯とみなし、特殊装置広告として取り扱う。
- ・ 下図の場合、建植広告で5mを超えるので、料金表示（特殊装置広告）については許可対象となる。

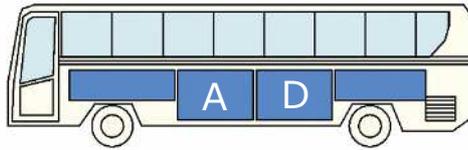


◆ポイント
「セルフ」という表示がある場合、これは「危険物の規制に関する規則」により表示を義務付けられているので、法令に基づき表示されるものとして適用除外（許可不要）となる。

5 その他の広告物

①路線バスなどに表示する車体利用広告（ラッピング）について

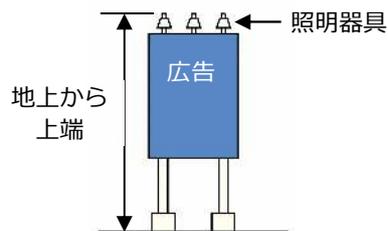
- ・山形市では、条例第10条第3項第3号により、車両（バス、鉄道）の規制は適用除外している。
- ・ただし、他の自治体では条例により適用除外されない場合があるため、他の自治体にラッピングバスで移動する場合は、当該自治体に対応を問い合わせる必要がある。（山形県内は適用除外）



②照明器具付き広告物について

ア 建植広告の場合

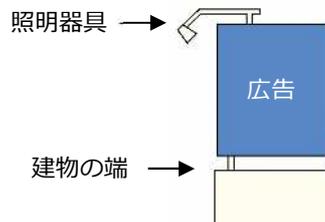
- ・照明施設は、広告物の一部として、一体のものとして判断できることから、屋外広告物とみなす。
- ・ただし、屋外広告物とは明らかに別の物として設置している場合は、一体とはみなし難いことから、単に照明施設として屋外広告物には含めない。



◆ポイント
照明器具は面積を考慮しない。
高さ、出幅の基準のみ。

イ 屋上利用広告の場合

- ・建植広告と同様の考え方になり、屋外広告物とした場合、屋上利用広告の基準である「建物の端からはみ出さない」ことが設置の条件となるが、屋上利用広告の構造によっては照明器具が物理的に建物の端から突出しないと広告物を照らすことができない場合があるので、その際の出幅は2m以下にすること。
- ・ただし、公衆に対する危害の防止の観点から、道路へは突出しないようにすべきである。



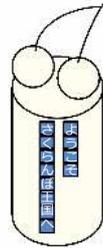
◆ポイント
出幅2m以下については、
壁面突出広告の基準による。

③モニュメントの取扱いについて

- ・モニュメントとは、記念碑、記念建造物等のことであり、ある事件を記念して建てた石碑や地域の象徴的なものを表現した建造物等を含む。
- ・モニュメントに一般広告を併用したものは屋外広告物とみなすが、以下については屋外広告物に含めないものとして取り扱う。

ア 県及び市町村が設置したモニュメントで、当該行政区域内に位置し、かつ県及び市町村名、地域名のみを表示している場合。

イ 地域の象徴的なものを表現したモニュメントで、当該モニュメントが表現している特産物等の名称のみを表示している場合。



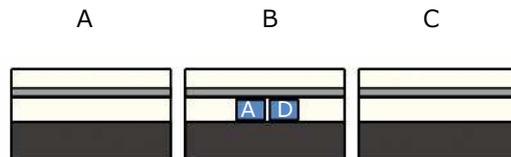
※左図のように、特定のものをPRする目的でモニュメントに文字等を表示した場合は、屋外広告物となる。
この場合の表示面積の考え方は、壁面利用広告と同様。

④コーポレートカラーの取扱いについて

- ・一般に、一定の観念、イメージ等を伝達する目的で表示されているものは屋外広告物に該当するが、企業のコーポレートカラーについては、以下のように取り扱う。

ア 文字又は絵と一体となって表示されており、背景となる色が、その企業がイメージカラーとして広く使用していると認められ、かつ見た人のほとんどが当該企業をイメージできる場合に限り、コーポレートカラーと判断して屋外広告物とみなす。

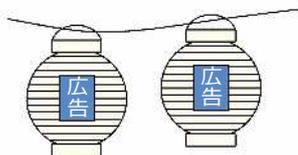
イ 下図のように、コーポレートカラーと判断できても、文字を含む部分が、それ以外と一体となっていなければ、文字を含まない部分は屋外広告物とはみなさない。



A、B、Cはそれぞれ分離しており、一体とはみなせないので、
この場合、Bのみを屋外広告物として取り扱う。

⑤文字の入った提灯について

- ・提灯については表面に文字又は絵などが表示されることで、屋外広告物（掛看板）として取扱うことになる。
- ・なお、掛看板の分類としては、容易に移動させることができる状態で、工作物等に立てかけられている立看板その他これに類する広告物となり、立看板等として取扱う。



(2) 適用除外基準

■ 建植広告

種 類	基 準	
	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域
1 広告板 広告塔 (これに類する特殊装置広告を含む。)	(1) 表示面積が一面3㎡以下であること。(数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする。) (2) 地面から上端までの高さが3m以下であること。	(1) 表示面積が一面5㎡以下であること。(数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする。) (2) 地面から上端までの高さが5m以下であること。
2 アーチ	(1) 表示面積が一面20㎡以下であること。 (2) 地面から脚柱以外の部分の下端までの高さが5m以上であること。 (3) 地面から上端までの高さが10m以下であること。 (4) 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること。	

■ 壁面利用広告

種 類	基 準	
	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域
1 広告板 (これに類する特殊装置広告を含む。ただし、2に掲げるものを除く。)	表示面積の合計が1壁面につき3㎡以下であること。	表示面積の合計が1壁面につき5㎡以下であること。
2 広告板 (壁面から突出するもの。これに類する特殊装置広告を含む。)	(1) 表示面積が一面3㎡以下であること。 (2) 壁面からの出幅が2m以下で、道路上に1m以上突出しないこと。 (3) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5m以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。 (4) 当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと。	(1) 表示面積が一面5㎡以下であること。

■ 電力柱等利用広告

※ 特別規制地域において、袖看板は掲出禁止。巻付・塗装広告については「特別２種」にのみ掲出可能。

種 類	基 準	
	第 1 種特別規制地域	第 2 種特別規制地域
巻付広告 塗装広告		(1) 長さは1.5m以下であること。 (2) 地面から広告物の下端までの高さが1.2m以上であること。 (3) 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること。 (4) 電力柱等1本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか1個とすること。

■ 共通のもの

※ アドバルーンについては、特別規制地域においては「特別２種」にのみ掲出可能。「特別１種」は掲出禁止。

種 類	基 準	
	第 1 種特別規制地域	第 2 種特別規制地域
1 はり紙 はり札等	(1) 表示面積が1㎡以下であること。 (2) 同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。 (3) はり紙については、全面のりづけしないこと。	
2 立看板等	(1) 表示面積が一面4㎡以下であること。 (2) 高さは3.6m以下であること。 (3) 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること。 (4) 倒れないように措置されるものであること。	
3 広告幕 広告旗	(1) 幅が1.5m以下であること。 (2) 道路を横断する広告幕にあつては、次の各号に該当するものであること。 ア 地面から広告物の下端までの高さが、道路上では2.5m以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。 イ 信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること。	
4 アドバルーン		(1) 気球の直径が3m以下であること。 (2) 係留場所から気球先端までの垂直距離が50m以下であること。 (3) 添加する広告物の幅が1.5m以下で、かつ、長さが15m以下であること。

◆適用除外に係る補足解説

1 法令の規定により表示し、又は設置するもの（条例第10条第1項第1号）

例：道路法及び道路交通法に基づく道路標識、建築士法に基づく建築事務所の標識など。

2 国等の考え方（条例第10条第1項第2号）

国等とは、国又は法人税法の別表第1に掲げる法人。ただし、認可保育所と、街路灯柱の広告幕等に限り、商工会議所、商工会及び商店街を「国等」と同様の扱いとしている。

規則では、表示面積が1面2㎡以下で、総面積4㎡以下を適用除外としており、国等が掲出する案内図板については、特定の施設の敷地又は区域内の表示であれば、最大5㎡まで適用除外となる。なお、これを超える面積の広告物を設置する場合は届出が必要となる。

3 自家用広告物（条例第10条第1項第4号）

自己の住所、店舗、事業所、又は営業所に表示し、又は設置するもので、次の要件さえ合致していれば、設置費用の負担者が何者であるかは問わない。

① 自己の氏名、店名、屋号、商標、事業又は営業内容を表示したもの

事業又は営業内容の表示は、実際に取扱っているもので、一般的に、酒、電化製品という程度の名称でも、具体的に酒や電化製品の商品名でもよい。

② 自己の住所、居所、事務所又は営業所の敷地外に突出しないもの

自己の営業所等の敷地とは、単に所有権を有する土地の意ではなく、現に営業の用に供している土地の区域（近い将来において営業所等を建設する予定の土地も含む）。

4 管理用広告物（条例第10条第2項及び第3項第1号）

管理上の必要に基づき表示するものとは、例えば、橋梁であれば「橋梁名」、駐車場やガスタンクであれば「管理者名」、送電塔であれば「関係者以外立ち入り禁止」、煙突であれば「登るな危険」など、自己の管理する土地及び物件（禁止物件を含む）について、管理上、名称や管理者名を明確にしておく必要がある場合や、公衆に対する危害の防止を目的とした表示などをいう。

なお、規則で定める基準（一面2㎡）を超える表示については、普通規制地域であっては許可基準に適合したうえで許可を受けて表示することができる。

5 特別規制地域の道標、案内図板等（条例第10条第4項）

当該施設から5km以内とは、半径ではなく道程5km。また、3を限度とは、5km以内の対象となる全ての道路に対しての数。1路線ごとではない。

6 適用除外規定の解除（条例第10条第6項）

適用除外とされる広告物に、併用して適用除外規定に該当しない広告物を表示した時は、適用除外の適用にならない。（ただし、適用除外が国等の場合はこの限りではない。）

この場合の併用とは、1つの広告物に異なる広告物を表示した場合を指し、広告板の表裏の表示や、1つの掲出物件に分離された広告物の表示というケースについては、併用とみなさない。

お問い合わせ

■山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL_023-641-1212 (内線 525、526) FAX_023-624-8903

E-mail_machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

■公式ホームページ

URL : <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>